

吉賀町告示第111号

平成29年第3回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月16日

吉賀町長 中谷 勝

1 期 日 平成29年9月8日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君	大多和安一君
三浦 浩明君	桜下 善博君
中田 元君	河村 隆行君
藤升 正夫君	河村由美子君
庭田 英明君	潮 久信君
安永 友行君	

○9月11日に応招した議員

○9月15日に応招した議員

○9月29日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成29年 第3回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成29年9月8日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成29年9月8日 午前9時10分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第5号 障がいのある人やその家族を支える環境整備の充実を求める意見書
（案）
- 日程第6 発議第6号 地方の社会資本整備の促進を求める意見書（案）
- 日程第7 認定第1号 平成28年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第2号 平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第3号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第4号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第5号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第6号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第7号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第8号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第9号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第17 議案第53号 新町建設計画の変更について
- 日程第18 議案第54号 動産購入契約の締結について
- 日程第19 議案第55号 吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第20 議案第56号 吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第21 議案第57号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第22 議案第58号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第59号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24 議案第60号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）
日程第25 同意第1号 教育委員会委員の任命同意について
日程第26 同意第2号 教育委員会委員の任命同意について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 発議第5号 障がいのある人やその家族を支える環境整備の充実を求める意見書（案）
日程第6 発議第6号 地方の社会資本整備の促進を求める意見書（案）
日程第7 認定第1号 平成28年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8 認定第2号 平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 認定第3号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 認定第4号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11 認定第5号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 認定第6号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 認定第7号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 認定第8号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第9号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第17 議案第53号 新町建設計画の変更について
日程第18 議案第54号 動産購入契約の締結について
日程第19 議案第55号 吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

- 日程第20 議案第56号 吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第21 議案第57号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第58号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第59号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第60号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第25 同意第1号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第26 同意第2号 教育委員会委員の任命同意について

出席議員（11名）

1 番 桑原 三平君	2 番 大多和安一君
3 番 三浦 浩明君	4 番 桜下 善博君
5 番 中田 元君	7 番 河村 隆行君
8 番 藤升 正夫君	9 番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	教育長	青木 一富君
教育次長	光長 勉君	総務課長	赤松 寿志君
企画課長	深川 仁志君	税務住民課長	齋藤 明久君
保健福祉課長	永田 英樹君	産業課長	山本 秀夫君
建設水道課長	早川 貢一君	柿木地域振興室長	大庭 克彦君
出納室長	中林知代枝君		

午前9時10分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、平成29年第3回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番、庭田議員、11番、潮議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。8番、藤升議会運営委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、会期につきまして、議会運営委員会の報告を行います。9月1日に行いました議会運営委員会におきまして、本定例会の会期を本日9月8日から9月29日までの22日間とすることを決定しましたので、御報告します。

○議長（安永 友行君） それではお諮りをします。

本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から9月29日までの22日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から9月29日までの22日間と決定をしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） それでは、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。また、請願第3号町道馬橋線の馬橋橋梁改良工事に関する請願書及び陳情第3号七日市水路に関する陳情は、お手元に配付した陳情、請願、要望等文書表のとおり請願第3号及び陳情第3号は、経済常任委員会へ付託して会期中の審査とすることにしました。

日程第4．行政報告

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第4、行政報告を行います。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。

それでは、行政報告を行いたいと思いますけれど、その前に、本定例会開会いたしましたところ、何かとお忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。本定例会以後臨時会を開催する予定がございませんので、今期最後の定例会という、吉賀町議会となりますので、どうかよろしくをお願いします。

お手元に、御提案申し上げますのは全てで20件でございますが、慎重審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、動静でございますけれど、6月議会からでございます。6月議会につきましては御承知のように思っておりますけれど、6月の13日に社会福祉協議会経営説明会、説明がございました。社協の経営も大変厳しいという状況が説明されたところでございます。

18日に水源祭りがございまして、参加しております。

6月25日に町の消防操法大会がございまして、これで優勝したのが県大会へ出場しておるところでございます。

7月の1日に日原でタラの芽生産者組合、これ30周年ということで記念式典に出席しております。

翌2日が山陽柿木会の総会でございました。

また、7月の3日は社会を明るくする運動のメッセージの伝達式がございました。また、その午後から鹿足郡議長会の研修会、また意見交換会がございましたので、出席しております。

7月5日、学習コーディネーターの辞令交付ということで、七日市の林業センターで学習塾を行っております、その講師の辞令を交付したところでございます。

同日、自衛隊の募集員の委嘱状の贈呈を行ったところでございます。

7月7日に益田圏域の期成同盟会の要望活動ということで国交省及び広島の国交省事務所、また浜田の事務所のほうへ要望活動を行っておるところでございます。

裏面となりますけれど、7月10日、期成同盟会の要望で県庁のほうへ、同じく益田圏域の要望で行っております。また11日は益田の広域議会がございました。それに出席しております。

7月14日に島根医大へ入学推薦の面接を行っておるところでございます。

14日、同じくJA島根の事業説明会がございましたので、説明を受けたところでございます。

7月18日は、鹿足郡土木協会の知事要望ということで、知事ほか土木事務所、県議会等への要望活動を行っておるところでございます。

19日には、島根県町村会の総会がございましたので、そちらへ出席しております。

7月21日、高津川漁業振興協議会が益田市内でございましたので、こちらへ出ております。

27日は、やはり益田圏域の期成同盟会の中央要望ということで、国交省等へ要望活動を行っておるところでございます。

7月29日は島根県消防大会がございまして、翌日30日に島根県の消防操法大会がございまして、皆さん御承知のように、第3分団がポンプ車の操法の部で優勝を飾っておるところでございます。

8月2日には、火葬場の追悼式がございましたので、これに出ておりますし、午後からピュアラインの観光協議会というのがございます。これまでは書面決議等行っておりましたけれど、やはり益田から岩国までの首長の顔合わせをしようということで、今回は、そうした会議も開催しておるところでございます。

8月3日には、看護学校入学された方の御挨拶といいますか、近況報告というような形でおいでになっておりますので、面談をしております。

8月15日は成人式を開催しておるところでございます。

8月17日は、職業安定所の所長がおいでになりまして、障がい者雇用につきまして、規則変わりますので、町の雇用についての要請があったところでございます。

8月22日が六日市病院の理事長のほうから、お会いしたいということでございまして六日市病院の支援、またこれに対しまして、これまでどおりやっていかなきゃならないと思いますけれど、新たに学園のほうもまた大変厳しい状況が続いているということで、支援の要請があったところでございます。

同日、医学部の地域枠推薦の面接を行ったところでございます。

3ページになりますけれど、8月26日、陰陽選抜神楽競演大会が町民体育館で行われております。

そして27日は消防団の操法大会優勝したということで、優勝祝賀会を開催させていただいたところでございます。

8月28日は島根県国際センターからこちらへ島根県の事業として海外の方を、島根県に縁のある方を招待するというので、1週間ぐらいいらっしゃるわけでございますけれど、祖母が柿木村に10年住んでおられたという縁で、こちらへ2泊されて、女性の方ですけど、表敬訪問されたところでございます。

翌29日につきましては、六日市学園のほうへ今日の新聞も出ておりましたけれど、中国寧夏銀川大学の関係で、介護等の視察においでになった方々が表敬訪問されております。

9月1日は議会全員協議会を開催させていただいたところでございます。

4日は、交通安全対策協議会を秋の交通安全運動の期間が始まりますので、交対協の総会を開

催させていただいたと。

9月5日につきましては、鹿足郡事務組合の臨時会、これは全協で御説明しておりますけれど、ケーブルテレビ関連の予算等のための臨時会を開催しておりますので、出席しております。

9月6日、島根医大の推薦の方の2次面接という形で開催をさせていただいたところでございます。

以上、概略申し上げましたのが6月定例会からこちら、今回までの動静でございます。よろしくをお願いします。

日程第5 発議第5号

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き、日程第5、発議第5号障がいのある人やその家族を支える環境整備の充実を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案者の提案理由の説明を求めます。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、発議第5号につきまして、読み上げて提案させていただきます。

発議第5号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫、障がいのある人やその家族を支える環境整備の充実を求める意見書（案）、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。理由としましては、障がいのある人やその家族を支えるためでございます。

意見書（案）、障がいのある人が安心して地域で暮らすためには、グループホームなどの住まいの整備や居宅介護などの訪問系サービス、生活介護、就労支援などの日中活動サービスなど、地域の実情に応じた各種の障がい福祉サービスの充実が重要ですが、社会資源の偏在や障がい福祉サービスに従事する人材の確保が難しいことなど、多くの課題を抱えています。このような中、在宅で障がいのある人と生活を共にしている多くの家族は、長期間にわたる介護等を行っており、精神的、経済的な負担が大きなものとなっています。また、家族の高齢化が進み、高齢者が障がいのある人を介護する老障介護等の実態もある中、自分が亡くなった後の我が子の将来に不安を持ち続けながら暮らしている現実もあり、早急に地域で障がいのある人を支える社会環境の整備、充実が求められます。

国におかれましては、グループホームなどの住まいの整備や障がいのある人やその家族を支える障がい福祉サービスの充実、また親亡き後に地域で支えるための拠点整備など障がいのある人が安心して地域で暮らせる環境整備の実現に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記、1、グループホームなどの住まいの整備や居宅介護、生活介護、就労支援などの障がい福祉サービスを充実させるため、十分な財源措置を講ずること。特に、重度の障がいのある人に対

応できるサービスや家族の負担軽減に資するサービスの充実に向けて、必要な支援策と十分な財源措置を講ずること。

2、障がいのある人を地域で支える拠点として、入所機能を備えた「地域生活支援拠点」の整備促進を図るため、必要な財源措置を講ずること。

3、障がい福祉支援者確保と地方自治体が実施する障がい福祉施策に対し、必要な支援策と十分な財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣としております。

よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。これより、提出者に対し質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この意見書の文章を読みますと、現実の障がい者の方が置かれている現実の環境整備ということが余りにもないような文章になっておりますが、現実の分で吉賀町としての国からの支援ということについて伺います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 現実の国からの支援等につきまして、十分なことについて私のほうでは承知をしておりません。

なお、この意見書案につきましては、総務常任委員会のほうに付託をする予定となっておりますので、その中で調査をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。本件については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第6、発議第6号

○議長（安永 友行君） 日程第6、発議第6号地方の社会資本整備の促進を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。5番、中田議員。

○議員（５番 中田 元君） 発議第６号、平成２９年９月８日、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、中田元、賛同者が６名おられます。地方の社会資本整備の促進を求める意見書（案）、上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条第１項の規定により提出します。理由、地方の社会資本整備の促進のため。

地方の社会資本整備の促進を求める意見書（案）、政府は、地方創生として日本の人口減少問題に対し本格的に取り組みを開始した。この好機を活用し、産業振興や観光振興などにより地方の創生を実効あるものにするためには、社会資本整備が必須であり、地域間ネットワークの構築や、防災・減災対策、インフラの老朽化対策、地方の定住基盤の整備等、計画的に進める必要がある。人口減少と高齢化が全国に先行する吉賀町において、これらの問題を克服するため、定住化と地域経済の活性化を促進することが大きな課題である。

とりわけ、中山間地域という条件不利地域の中で住民の安全・安心の生活と、地域の経済活動の維持や産業振興を図る上で、高速道路や国・県道路、町道の集落間幹線道路や生活道、農業基盤整備、上下水道、河川、砂防施設などの整備や老朽化対策が急務である。

このような状況にあつて道路整備事業の多くに補助事業を活用する地方において道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、地方財政の負担の増加をもたらすことになり一層の遅滞を招くだけでなく地方創生の実現はもとより、自治体運営にも多大な影響が生じることになる。

よって、国として、５０年後に１億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す中で、地方の切実な現状と地方の役割・重要性を十分認識し、下記事項を講じられるよう強く要望する。

記、１、地方の安全・安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に資する社会資本整備に必要な予算を十分に確保すること。

２、整備のおくれている山陰道については、国土のミッシングリンク解消のためにも、益田以西の速やかな事業化と一日も早い全線完成を図ること。

３、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、土地改良事業予算等については、道路の整備や農業生産基盤、防災対策、河川改修、土砂災害対策、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み、予算を重点配分すること。

４、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（道路財特法）の補助率嵩上げ措置を３０年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

島根県吉賀町議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。これより、提出者に

対しての質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、提出者にお聞きいたします。

ガソリン税ありますが、これは、本来は1リッター当たり28円70銭が暫定税率で今53円80銭プラス消費税という形で道路特定財源としてございますが、この点についての、暫定税率のままずっと続いているわけですが、これに対してのお考えについてお伺いをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 暫定税率につきましては、随分長いこと続いておりますが、これも今車社会の中において、この道路の特定財源ということで使われておりますので、ある程度利用者の負担ということはやむを得ないのではないかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） やむを得ないということでございます。ただ、吉賀町のような中山間地域におきましては、公共交通の体系が非常に十分ではなく、どうしてもみずから車を持って、燃料消費をするという生活をせざるを得ない状況にあると思います。そのような中で、今、お金そのものをこういう何とかやりくりしている地方の生活者でない、もっと違うところからの財源の確保ということも、いわゆる本当に裕福にお金を持っているところから当たり前に社会貢献をしていただくためにお金を出してもらおうような仕組みにというのが大事だというふうに考えますけれども、そういうような方向について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 弱者対策ということかと思えますけれども、これは、今のガソリン等の今申しましたような利用者負担ということで仕方ないと思いますが、今の弱者対策ということになりますと、今政府のほうでもいろいろ思案されておりますけれども、消費税とか、そういうようなものから充てていただくと。実際、福祉の予算というものは随分上がってきておりますので、これも自動車のほうに持っていくというのもなかなか特定でございますので、その辺はまた別途の考え方かと思っております。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第6、発議第6号地方の社会資本整備の促進を求める意見書（案）の質疑は保留をしておきます。

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第 1 0. 認定第 4 号

日程第 1 1. 認定第 5 号

日程第 1 2. 認定第 6 号

日程第 1 3. 認定第 7 号

日程第 1 4. 認定第 8 号

日程第 1 5. 認定第 9 号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第 7、認定第 1 号平成 2 8 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 5、認定第 9 号平成 2 8 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、決算認定につきまして一括で御提案を申し上げます。

認定第 1 号平成 2 8 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成 2 9 年 9 月 8 日提出、吉賀町長中谷勝。

1 ページをお開きください。認定第 2 号平成 2 8 年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成 2 9 年 9 月 8 日提出、吉賀町長中谷勝。

認定第 3 号平成 2 8 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成 2 9 年 9 月 8 日提出、吉賀町長。

認定第 4 号平成 2 8 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成 2 9 年 9 月 8 日提出、吉賀町長。

認定第 5 号平成 2 8 年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成 2 9 年 9 月 8 日提出、吉賀町長。

認定第 6 号平成 2 8 年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度吉賀町小水力発電

事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成29年9月8日提出、吉賀町長。

認定第7号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成29年9月8日提出、吉賀町長。

認定第8号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成29年9月8日提出、吉賀町長。

認定第9号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成29年9月8日提出、吉賀町長。

詳細につきましては、出納室長、または監査意見につきましては、代表監査委員のほうから詳細に御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、詳細説明を求めます。中林出納室長。

○出納室長（中林知代枝君） 失礼いたします。おはようございます。それでは、ただいまから平成28年度歳入歳出決算書の御説明を申し上げます。決算書とお手元にお配りいたしました参考資料を中心に御説明を申し上げます。

なお、今年度より予算提案を行う順番に準じて特別会計の順番を変更させていただいております。説明にかかる時間はおよそ40分を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、一般会計決算についてです。決算書2ページ、参考資料2ページです。

では、参考資料の2ページ中段をごらんください。一般会計、平成28年度の歳入決算額は68億3,209万5,446円、前年度比6億1,247万2,126円、8.2%の減です。下段の歳出決算額は65億6,207万1,567円、前年度比5億9,531万6,828円、8.3%の減となり、歳入歳出ともに前年度に比べて大幅に減額しております。

歳入の増減要因についてですが、参考資料3ページをごらんください。上段のグラフで顕著な差を示す項目を中心に御説明を申し上げます。

まず、歳入総額のおよそ8%を占める町税は前年比1,291万4,866円の増です。内訳につきましては、決算書の12ページからごらんいただけたらと思います。まず、住民税ですが、給与所得等の伸びにより、前年比663万円の増、固定資産税、前年比343万円の増、軽自動

車税前年度比 3 2 2 万円の増、たばこ税、前年度比 1 4 万円の減、入湯税 2 4 万円の減となりました。

次に、決算書 1 4 ページ下段、歳入総額の 1. 6 % を占める地方消費税交付金につきましては、前年度比 1, 4 7 6 万円の減となっております。

次に、決算書 1 6 ページ、歳入総額の 4 9. 3 % を占める地方交付税につきましては、合併算定がえの縮減率が開始されたことにより、前年比 8, 8 7 7 万円の減となりました。

次は、飛びまして、決算書の 2 2 ページ、歳入総額の 1 3. 7 % を占める国庫支出金及び県支出金についてです。国庫支出金につきましては、前年度比 1 億 3 4 1 万円の減額となっております。主な要因といたしましては、国庫負担金の学校施設整備事業 5, 0 0 0 万円の減、国庫補助金の社会資本整備総合交付金が前年度比 5, 0 0 0 万円の減となっております。また、決算書 2 6 ページからの県支出金につきましては、前年度比 3, 7 5 4 万円の増額となっております。主な要因といたしましては、決算書 2 9 ページ中段、県負担金の保育給付費県負担金 1, 0 0 0 万円の増、決算書 3 3 ページ下段、県補助金の林業費県補助金の 9 0 0 万円の増、決算書 3 5 ページ中段、林業施設現年災害復旧事業 9 2 8 万円の増額となっております。

次に、繰入金につきましては、前年度比 2, 6 2 1 万 1, 0 0 0 円の減額となっております。主には、ふるさと創生基金からの繰入金 5, 7 0 0 万円の減、まちづくり基金からの繰り入れが 1, 8 0 0 万円の増となっております。

次に、決算書 4 2 ページからの諸収入についてです。6, 7 0 0 万円の減となっております。内訳といたしましては、医療法人石州会貸付金収入が前年度比 1, 0 0 0 万円の減及びスポーツ振興くじ助成金 5, 7 0 0 万円の減が主な要因となっております。

次に、決算書 4 8 ページの町債についてです。前年度比 2 億 5, 2 2 0 万円の減となっております。これは、益田広域消防設備負担金、高速情報通信基盤整備事業、学校施設整備事業、真田グラウンド整備事業、蔵木グラウンドゴルフ場整備、七日市排水路整備事業、過疎地域自立支援特別事業、臨時財政対策債の減等が主な減額の要因となっております。

次に、歳出についてです。決算書へ戻りまして、6 ページ、参考資料 2 ページ、下段です。それに伴うグラフは 3 ページをごらんください。まず、参考資料 3 ページのグラフをごらんいただきますと、前年比で増となった項目は、左から 3 番目の民生費、2 つ飛んで農林水産業費、1 つ飛びまして土木費となっており、その他の項目につきましては、全て減額となっております。

それでは、各項目の主な増減要因を申し上げます。議会費は、前年度比 1 0 2 万 9, 1 4 3 円の減額です。総務費は前年度比 2 億 4 7 7 万 7, 6 5 0 円の減額です。総務費の主な増減要因といたしましては、興学資金基金特別会計繰出金 2, 1 7 0 万円の減、公共施設等総合管理計画策定事業費 1, 0 4 1 万 9, 0 0 0 円の減、定住対策事業費 4, 6 3 0 万円の増、企業誘致対策事業

費1億2,768万円の減額となっております。

民生費につきましては、前年度比4,832万1,602円の増額です。主な増減といたしましては、国民健康保険事業特別会計繰出金1,455万円の減、福祉センター管理費3,177万円の増、低所得者の高齢者向けの給付金事業4,566万円の増、特養とびのこ苑管理費においては、工事終了による1,134万円の減額となっております。

衛生費につきましては、前年度比1,229万5,892円の減額です。主な増減につきましては、簡易水道事業特別会計繰出金5,013万円の増、居住環境改善事業費6,578万円の減額となります。労働費は、雇用対策事業費の減額により、前年度比137万7,280円の減額です。

農林水産業費は前年度比318万1,686円の増額です。主な増減につきましては、農道水路維持管理費1,413万円の減、鳥獣被害対策費及び新規就農者育成確保事業費の増額となっております。

商工費は、前年度比5,720万7,058円の減額です。主な増減につきましては、小水力発電事業特別会計繰出金、健康増進交流促進施設管理費及び観光施設管理費など合計9,004万円の減額となっております。彫刻の道整備事業費が3,958万円の増額となっております。

土木費は、前年度比7,555万5,267円の増額です。主な増減といたしましては、下水道事業特別会計繰出金及び橋梁維持管理費、元町丸町線改良事業費、町道田野原山線改良事業費、町道広石線改良事業費、町道新田原線改良事業費、高津川防災安全交付金事業費など、合計1億7,817万円の増額となっております。減額といたしましては、除雪費、木部谷線改良事業費、本蔵木橋改良事業費、夜打原相生線交通安全施設整備事業費、七日市排水路整備事業費など、合計1億3,478万円の減額となっております。

消防費は、益田広域事務組合負担金4,422万円の減額を主な要因として、前年比3,718万1,367円の減額となっております。

教育費は、前年度比2億4,777万4,913円の減額です。主な増減といたしましては、中学校施設整備事業費、サクラマス交流センター整備事業費、六日市体育館管理費、大野原運動公園広場管理費などの合計4億7,714万円の増額となっております。また、減額要因につきましては、小学校施設整備事業費、真田グラウンド管理費など、合計7億768万円の減額となっております。

災害復旧費は、前年比70万9,738円の減額です。

公債費は、償還元金及び利子の減により1億6,002万2,342円の減額です。

次に、平成28年度興学資金基金特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は216ページからです。参考資料は4ページをごらんください。

歳入決算額及び歳出決算額が1,385万8,659円となり、前年度比1,988万558円の減額です。

歳入ですが、財産収入は前年度比4,208円の減額です。繰入金は、前年度比2,062万6,350円の減額となっており、主な要因は、一般会計からの繰入金の減額です。諸収入は、前年度比75万円の増額となっており、主な要因は、貸付金元利収入の増額です。歳出につきましては、積立金の減額が主な要因となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は、288ページから、参考資料は4ページをごらんください。

歳入決算額8億9,932万4,303円、前年度比6,428万6,793円、6.7%の減です。歳出決算額8億9,884万2,957円、前年度比6,453万3,363円、6.7%の減となっております。

歳入の主な増額要因につきましては、国民健康保険税317万円、諸収入174万円の増となっております。また、減額につきましては、国庫支出金1,211万円、療養給付費等給付金905万円、前期高齢者給付金1,445万円、県支出金593万円、繰入金1,455万円、繰越金1,276万円の減となっております。

歳出ですが、参考資料の5ページ、一番下のグラフを見ていただくとおわかりのように、歳出総額の約6割を占める保険給付費は、医療費の減少により4,208万円の減額となっております。

次に、後期高齢者医療保険事業決算の御説明を申し上げます。決算書は、262ページ、参考資料6ページをごらんください。

歳入決算額9,409万9,969円、前年度比331万3,525円、3.6%の増となります。歳出決算額9,402万9,693円、前年度比53万2,065円、2.1%の増です。

歳入の主な増減要因といたしましては、平成28年4月から保険料率改定による保険料及び諸収入の増額となっております。

歳出の主な増減要因の減額につきましては、人事異動による職員人件費485万円の減額、保険料増額による広域連合納付金及び前年度繰上充用金が増額となっております。

次に、介護保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は278ページから、参考資料6ページをごらんください。

歳入決算額10億3,165万2,123円、前年度比430万1,346円の増額、歳出決算額10億3,037万163円、前年度比392万702円の増額で、歳入歳出とも0.4%の増となっております。

歳入の主な増減要因、増額につきましては、被保険者の保険料所得段階の人口構成変動による

増額及び支払基金交付金、県支出金の増額となっております。また、減額につきましては、国庫支出金の繰入金の減額となっております。

歳出の主な増減要因につきましては、平成28年度より開始いたしました地域支援事業1,026万円の増額となり、保険給付費の減額につながっています。

次に、小水力発電事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は310ページ、参考資料8ページをごらんください。

歳入決算額6,314万2,792円、前年度比5,002万4,792円、44.7%の減です。歳出決算額は5,802万6,588円、前年度比5,568万8,432円、49%の減となっております。

歳入の主な増減要因の増額につきましては売電料となっており、減額につきましては、繰入金の消費税還付金が減額となっております。歳出の主な増減要因、増額につきましては、一般会計繰出金の増額となります。歳出の主な増減要因につきましては、発電施設改良事業費の減額となります。

次に、簡易水道事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は324ページ、参考資料8ページをごらんください。

歳入決算額3億5,416万6,001円、前年度比8,473万8,740円、19.3%の減です。歳出決算額3億2,578万943円、前年度比9,780万3,543円、23.1%の減となっております。

歳入の主な増減要因、増額につきましては、一般会計繰入金及び県補助金、繰越明許費繰越金が増額となっています。歳入の主な減額要因につきましては、使用料及び国庫支出金、事業費の減額による町債の減額となっております。歳出につきましては、改良事業費の減額が主な要因となっております。

次に、下水道事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書342ページ、参考資料10ページをごらんください。

歳入決算額2億7,471万2,033円、前年度比9億1,626万6,853円、25%の減となっております。歳出決算額2億7,366万4,388円、前年度比9,172万1,599円、25.1%の減となっております。

歳入の主な増減要因、増額につきましては、一般会計繰入金及び受益者負担金、使用料が増額となっております。また、歳入の主な減額につきましては、国庫補助金及び消費税還付金、事業費の減額による町債の減額となっております。歳出の主な増減要因については、下水道事業費は七日市地区下水道工事の減額により、公債費は町債の償還の減によって減額となっております。

続きまして、農業集落排水事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書358ページか

ら参考資料10ページ下段をごらんください。

歳入決算額6,656万8,063円、前年度比695万6,789円、9.5%の減、歳出決算額6,606万3,708円、前年度比380万1,832円、5.4%の減となっております。

歳入の主な増減要因、増額につきましては、受益者負担金及び繰越明許費繰越金、移設補償金の増額となっております。また、歳入の主な減額につきましては、一般会計繰入金及び町債の減額となります。歳出につきましては、事業費が減額しておりますが、町債償還元金が増額しております。

次に、実質収支に関する調書の説明を申し上げます。決算書372ページからでございます。

一般会計、1番歳入総額から、2番歳出総額を引いた、3番歳入歳出差引額、2億7,002万4,000円ですが、翌年度への自主財源の繰り越しが4,624万4,000円でありますので、実質収支額は2億2,378万円となります。

続いて、決算書373ページ興学資金基金、374ページ国民健康保険事業、375ページ後期高齢者医療保険事業、376ページ介護保険事業、各特別会計は、歳入歳出差引額と実質収支額は同額となっております。

また、決算書377ページ、小水力発電事業につきましては、歳入歳出差し引き額が511万6,000円ですが、翌年度へ繰り越す額が251万3,000円ありますので、実質収支額は260万3,000円となります。

決算書378ページ簡易水道事業、379ページ下水道事業、380ページ農業集落排水事業、各特別会計につきましては、歳入歳出差引額と実質収支額は同額となっております。

次に、財産に関する調書の説明を申し上げます。決算書382ページをお開きください。それでは、土地建物異動について御説明を申し上げます。まず、土地についてです。一番左の端に縦書きで1、行政財産、2、普通財産の欄があります。1、行政財産の公営住宅の389平米の増につきましては、町営住宅用地の増によるものです。その下、その他の施設1万8,552.35平米の増につきましては、寄附による道路用地となります。

次に、2、普通財産の宅地の591.45平米の減につきましては、サクラマス交流センター分の行政財産への異動による減となります。また、普通財産、山林の296平米及びその下、その他5,000平米につきましては、寄附による増となっております。

次に、建物の増減についてです。1、行政財産の木造の272.8平米の増につきましては、公営住宅とびのこ山団地の新築分です。その下段、411.83平米の増につきましては、サクラマス交流センターの新築分です。その下、2、普通財産、その他の13.5平米につきましては、法師淵バス待合所兼不燃物集積所分です。

決算書383ページ、2、山林につきましては、面積の変動はございませんが、立木が増加率

５％で計上しております。

３、物件、有価証券、めくっていただいて、３８４ページ、５、出資による権利ですが、異動はありません。

次に、３８５ページ、２、物品については、単価おおむね１件が１００万円以上のものを掲載しております。平成２８年度は、小型動力ポンプ付き積載車１台の増、戸籍電算システムの更新、除雪車の購入、給食センター及び農産加工所、とびのこ苑の備品購入などが主なものとなっております。

次に、３８８ページ、３、債権でございます。一番右側の決算年度末現在高は、平成２９年３月３１日現在の現在高です。特別医療法人石州会設立支援貸付金は、年度内の増減はありません。社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金につきましては、返済免除により９４万円減少し、期間中の貸付金８４４万円が増となり、年度末現在高は３,７７４万２,０００円となっております。

農地有効利用支援整備事業運営資金貸付金は４２万９,０００円、エポックかきのきむら経営安定化資金貸付金は、１,２００万円が年度末現在高となっております。

次に、３８９ページの４、基金ですが、これも平成２９年３月３１日現在の現在高です。平成２８年度出納整理期間中は含まれておりませんので御注意ください。

まず１番、財政調整基金ですが、有価証券については変動はありませんでしたが、期間中の利子１３２万６,０００円が増額となっております。２、学校基金の立木は１年増加率５％で推計しております。３、国民健康保険事業基金、４、減債基金につきましては、利子の増額、右側５、ふるさと創生基金は利子が１０万４,０００円の増額となっております。６、土地開発基金は、利子３万円の増額となっております。７、地域福祉基金は、利子の増額及び２,８６５万５,０００円を新たに積み立てております。８、ふるさと水と土保全対策基金は、利子の１,０００円の増額となっております。

めくっていただいて、３９０ページ、９、人材育成基金は、利子の１万５,０００円の増額、１０、介護給付費準備基金は、利子２万６,０００円の増額及び１,１１３万４,０００円を取り崩したため、減額となっております。１１、小水力発電事業基金の現在高はありません。１２、興学資金基金は変動がございました。１３、まちづくり基金は、利子７７２万９,０００円と新たな積み立て７,８１０万円、３,７６３万円を取り崩しております。１４、ふるさと応援基金は新たな積み立てで３７２万３,０００円の増額及び４９万円を取り崩しております。

以上で、本年３月末の基金の合計は３８億４,１５６万円となっております。

次のページからは説明資料として債権と基金の出納整理期間中の異動を含めた平成２９年５月

31日現在の現在高を記入したものです。

まず、債権でございますが、特別医療法人石州会設立支援貸付金につきましては、償還に伴い、年度末現在高が減額となっております。社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金は、償還が362万6,000円、貸し付けで年度末現在高は4,570万1,000円となっております。サンエム定住促進施設建設貸付金につきましては、貸し付けが2,500万円のため、年度末現在高は貸付額と同額となっております。エポックかきのきむら経営安定化資金貸付金につきましては、1,200万円が償還されたため、年度末現在高はゼロとなっております。

次に、392ページの基金でございます。平成28年度出納整理期間中、いわゆることし4月から5月末までに動きがあった基金について御説明をいたします。

まず、1、財政調整基金につきましては、利子143万9,000円の増額、4、減債基金につきましては、利子14万4,000円の増額、393ページの10、介護給付費準備基金は利子2万6,000円の増額及び425万1,000円を取り崩しております。13、まちづくり基金は、利子772万9,000円の増額及び9,210万円の新規積み立て、5,530万円を取り崩しております。14、ふるさと応援基金は、389万9,000円を積み立て、56万4,000円を取り崩しております。これにより、本年5月末の基金合計額は、38億2,727万3,000円となっております。

以上で、平成28年度決算書の説明を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、中林出納室長の詳細説明が終わりましたが、ここで10分間休憩します。休憩します。

午前10時15分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7の認定の1号から認定第9号までの議案でしたが、詳細説明は終わりましたので、ここで、上田代表監査委員に出席していただいておりますので、平成28年度吉賀町各会計の決算審査意見についてを、報告をいただきます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） おはようございます。代表監査委員の上田でございます。

去る8月18日に吉賀町長宛て、平成28年度吉賀町各会計決算審査意見書を提出をいたしました。本日は、この意見書を読み上げまして、議会への報告とさせていただきます。

平成28年度吉賀町各会計決算審査意見書、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成28年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算及び付属書類について審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記、１、審査の期間、平成２９年７月４日から平成２９年８月１８日までの間、２５日間。

２、審査の対象、平成２８年度吉賀町一般会計歳入歳出決算書、平成２８年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算書、平成２８年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成２８年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成２８年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成２８年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算書、平成２８年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、平成２８年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算書、平成２８年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書及び各付属書類。

３、審査の方法、（１）決算内容と提出を受けた決算関係資料、証拠書類等との照合。（２）各課及び教育委員会、委託事業、単独事業等、その全てについての審査は不可能なため試査を実施し、８７件を抽出審査対象とした。（３）審査の内容については、試査抽出の範囲に主体を置いた。

４、審査に当たっての留意点、（１）共通事項、決算書、決算事項別明細書及び付属書類について計数に誤りはないか、財政運営、財産管理は適切に行われているか、予算の執行は関係法令に従い、効率的になされているか等に主眼を置いた。（２）歳入、①収入成績、②予算の執行率の著しく増減している科目について、その原因調査、③違法、不当な収入の有無、④未納整理の状況、（３）歳出、①違法、不当な支出の有無、②目的どおり適正執行されているか、③怠慢なく効果的に執行されているか、（４）①実質収支に関する調書の確認（毎月実施している例月審査を含む）、②公有財産（有価証券、出資証券、物品、債権、基金）に関する確認、③各種契約締結上の適否審査、④各財政援助団体の決算書における町補助金の収支経理状況の審査。

５、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び付属書類等の計数は、それぞれの関係諸資料及び証拠書類等と照合した結果、誤りなく適正なものと認めた。

６、審査意見、審査の結果についての意見は別紙、決算審査意見書のとおりである。

次をめくっていただきまして、３ページをめくっていただきまして決算審査意見であります。決算審査意見につきましては、要点のみを御説明させていただきますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

まず、３ページ、決算の総括です。決算の規模。平成２８年度における各会計の決算総額は、歳入が９６億２,９６１万９,０００円、歳出は９３億２,２７０万９,０００円でありまして、歳入が８.８%、歳出が９.０%の減となっております。これは主に七日市小学校改築工事、あるいは柿木・六日市小学校耐震補強及び改修工事、真田グラウンドの人工芝化等の事業の終了によるものと思われます。なお、町債は本年度の発行額が１２億９,２００万円、償還が元金が８億

9,300万円及び利子が1,200万円で、28年度現在高は3億9,900万円ふえて、118億800万円となっております。

次に、財政状況でございますが、次ページの、5ページの表をごらんいただきたいと思います。このうち、将来負担比率ですが、平成28年度は35.3%で、前年度に対して8.4ポイント増加しております。

実質公債費比率の3カ年平均につきましては、平成27年度より0.6ポイント改善し5.5%、県内平均より7.0ポイント下回っております。単年度の実質公債費比率につきましては、前年度より0.7ポイント増加して、5.8%ということになっております。

経常収支比率につきましては、今年度84.1%で、27年度より4.6ポイント増加しておりますが、県内平均を3.8ポイント下回っております。なお、今後普通交付税等の減少等で比率の上昇することが予想されますので、なお一層の努力を期待したいところであります。公債費負担比率につきましては、2.6ポイント減少して、14.2%でありましたが、これは、平成28年度繰上償還を実施しなかったことが影響していると思われます。

積立金の現在高比率につきましては、3.6ポイント上がっておりまして、現在高91.7%。

それから、地方債の現在高比率ですが、17.2ポイント上昇して200.2%でございます。これは、過疎債等の発行が、新規発行額が11億1,600万円に対し、償還が6億5,800万円で、町債現在高が4億5,800万円増の76億2,300万円となって、逆に分母となる標準財政規模が前年度より1億700万円減少したためであります。

次に6ページ、各会計についてでございます。一般会計につきましては、歳入総額は68億3,209万6,000円、歳出総額は65億6,207万2,000円、差引残高が2億7,002万4,000円、繰越財源が4,624万4,000円でございますので、実質収支額は2億2,378万円ということになります。

歳入についてでございますが、表3のとおりでございます。このうち、自主財源につきましては、前年度より1億8,800万円少ない、12億2,652万7,000円、自主財源比率もワンポイント下がりまして18%となっております。依存財源につきましては、前年度より4億2,416万2,000円少なくなっておりますが、依存財源率は82%として、依然高い状況にあります。

次に、7ページの歳出でございますが、予算現額が73億5,719万3,000円に対しまして、支出済額が65億6,207万2,000円、89.2%の執行率でございまして、翌年度繰越額が2億7,390万7,000円、不用額が5億2,121万4,000円、7.1%というふうになっております。

次に、9ページの興学資金基金特別会計でございます。歳入総額は1,385万8,000円、

歳出総額は1,385万8,000円で、同額でございます。歳出の状況でございますが、貸し出しの状況で、新規が昨年より3名多く8名、既存が15名ということで、23名に貸し出しをしております。基金の年度末残高は前年度と同じ4,736万1,000円でございます。

次に、10ページの国民健康保険事業特別会計でございます。歳入総額が8億9,932万4,000円、歳出総額が8億9,884万3,000円で、実質収支額が48万1,000円でございます。歳入総額は、前年度より6,428万7,000円を減少しておりますが、これは一般会計からの繰入額が130万円にとどまっておるためでございます。それから、基金の取り崩しについては、昨年度に引き続き行っておりません、国民健康保険事業基金の現在高は4,809万4,000円でございます。国保税の未納額につきましては、2,144万8,000円にのぼります。そのうち、現年度分が529万7,000円、滞納繰越分が1,615万円となっております。次に歳出の状況ですが、歳出総額のうち、保険給付費が5億4,734万7,000円で、前年度に比べまして7.1%の減というふうになっております。

次に、12ページ、後期高齢者医療保険事業特別会計です。歳入総額は9,410万円、歳出総額は9,403万円で、実質収支額が7万円でございます。歳入総額が前年度に対しまして331万4,000円増加しております。繰入金については、4,415万2,000円で、前年度に比べて7.4%減ということになっております。歳出の状況ですが、歳出のうち後期高齢者医療広域連合納付金が8,678万4,000円で、歳出総額の92.3%を占めております。吉賀町の医療給付費は、14億5,744万5,000円で、1人当たりの給付費は90万3,000円ということになります。

次に、13ページ、介護保険事業特別会計でございます。歳入総額は10億3,165万2,000円、歳出総額は10億3,037万円、実質収支額が128万2,000円、歳入状況ですが、一般会計の繰入金が1億7,393万円で、前年度とほぼ同額でございます。介護給付費準備基金残高が425万1,000円取り崩しておりますので、7,009万円となっております。それから、歳出状況につきましては、保険給付費が9億1,870万円で、歳出総額の89.2%を占めております。

次に、15ページ、小水力発電事業特別会計です。歳入総額は6,314万3,000円、歳出総額は5,802万7,000円、差し引き511万6,000円で、繰越財源額は251万3,000円で、実質収支額が260万3,000円、歳出のうち1,400万円を子育て支援の財源として一般会計に繰り出しをしております。基金に3,570万9,000円積み立てて、基金残高は同額の3,570万9,000円となっております。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。歳入総額が3億5,416万6,000円、歳出総額は3億2,578万1,000円、実質収支額が2,838万5,000円でございます。歳入の

うち、一般会計の繰入金が１億１,５５５万７,０００円で、前年度より５,０１３万３,０００円、
７６.６％の増でありました。収納率につきましては、現年度分が９５％、非常に９５％台にと
どまって、収入未済額が増加しております。歳出状況につきましては、表のとおりでございます。

次に、１７ページ、下水道事業特別会計でございます。歳入総額２億７,４７１万２,０００円、
歳出総額２億７,３６６万４,０００円、実質収支額が１０４万８,０００円でございます。歳入
歳出状況については、表のとおりでございます。七日市地区の公共下水道の工事が完了いたしま
して、公共マスの設置が１,２６９カ所となっております、加入状況が今年度接続箇所
６５３で、５１.５％でございます。このうち、七日市処理区につきましては、２１６マスのう
ち３１カ所、１４.４％にとどまっておる状況です。合併浄化槽の設置は１１基で補助額が
３７３万４,０００円ございました。合併浄化槽維持管理費補助は２５８件、補助額が
９８５万３,０００円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計です。歳入総額６,６５６万８,０００円、歳出総額
６,６０６万４,０００円、実質収支額が５０万４,０００円、歳入状況、歳出状況は表のとおり
でございますが、歳入につきましては、使用料の徴収率がちょっと下がって、滞納額がふえつつ
あるのが現状だというふうに思います。

次に、各会計に関する監査状況ですが、これにつきましては、１９ページから３０ページにわ
たりまして、各担当課あるいは各部署、特別会計ごとにまとめておりますので、ごらんいただい
たらと思います。

それでは、３１ページの共通事項に関する監査状況です。まず、第１、平成２８年度職員の
１人当たりの年次有給休暇取得日数が年間平均１３.０日、超過勤務時間数は年間１７９.８時間
で月当たり１５時間となっております。それぞれの部署により、また個人によって差が見られま
すが、超過勤務時間につきましては、月当たり２０時間を超える時間外勤務が常態化しておる職
員もおります。平成２７年策定されました吉賀町特定事業主行動計画においても、良好な職場環
境に向けて超過勤務時間の縮減、休暇の促進等挙げておりまして、目標達成年度の目標値をそれ
ぞれ年間１５０時間、１５日としておりますが、この目標達成のためには、ここに書いてござい
ますように、勤務時間数の偏在やいろんな実態を、あるいはその業務内容等精査して、事務分掌
の見直しを含めて事務の効率化または職員のスキルアップに向けた取り組みが必要であると考え
ます。効率的で働きやすい職場づくりに向けて、全庁一丸となって取り組んでいただきたいとい
うように思います。

税金及び使用料の収入未済額の発生状況については、３５ページ、３６ページのとおりでござ
います。強制執行が２１回実施されているものの、現年度及び滞納繰越分の合計が７,７９７万
８,０００円と２７０万４,０００円ほど増加しております。このうち、簡易水道と下水道使用料

の現年度分未済額は前年度に比べて大幅にふえておりまして、現年度分収納の低下は、滞納繰越分の収納率が非常に低いということでございますので、現年度収納率のアップに積極的に取り組むとともに、債権回収については、債権徴収委員会等での連携を強化して、納税者の生活、営業の継続に配慮しつつ、公正公平な観点から、徴収に向けた努力を続けていただきたいというふうに思っております。

第3、国保税及び水道料等の過徴収に係る還付処理の一部に不適切な事例が見られました。過徴収、過誤納ですが、原因の多くは納付者の死亡等、やむを得ない事情によるものでありますが、それによる還付もまた適正に行われておりますが、請求手続に瑕疵のあるケースや還付が迅速に行われていないケースもございました。まれな事例とはいいいましても、行政の公正性や住民の信頼を損なう恐れもあり、請求事務のチェックのあり方等、内部牽制体制の運用に万全を期していただきたいというふうに思います。

第4、抽出検査における事業契約等の締結状況、1件50万円以上の契約は、37ページの表27のとおりでございますが、契約総数270件のうち、一般競争入札21件、指名競争入札67件、随意契約が179件、その他3件となっております。随意契約の中で見積もり1社のケースがございましたが、これは、専門性や委託業務、指定管理料等のやむを得ない事情によるものと認められました。

第5、基金の状況については、38ページの表でございます。今後の財政推計では、地方交付税の減少等は予想されますので、基金の存在、より大きくなってまいりますので、今後基金については慎重に考えていただきたいというふうに考えております。

第6、補助金等の交付及び補助事業の執行に関しましては、吉賀町補助金等交付規則や関係法令の規定を徹底するのみならず、補助事業の目的、内容、効果等を精査するとともに、定期的に事務の検証、評価を行って、より効果的な事業支援につながるよう努めていただきたいと思います。また、事業効果の低い事業については、今後補助の中止を含めて、抜本的な対策に取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、総括でございます。これにつきましては、この総括文章を読み上げて、総括をさせていただきますと思います。

第1、財務事務は的確に処理されており、決算書並びに各調書等に記載された計数は、これまで指摘した状況や事項を除き正確であると認められる。

第2、例月出納検査については、検査の結果、本年度についても指摘事項は僅少であり、正規取扱いに対する平素の努力を評価したい。

第3、各種帳簿や資料等の数値や文言等については常にチェックを行い、誤りや不信を持たれることのないよう心がけられたい。

第4、主要財政指標については、表2、5ページのとおりである。実質公債費比率の3カ年平均は合併以降毎年度下がっているものの、平成28年単年度では0.7ポイント増の5.8%となっている。これは、普通交付税が8,300万円減となると、分母全体が1億100万円減少したことが主な原因である。将来負担比率の平成27年度の26.9%から35.3%へ8.4ポイント増加している。これは、過疎債、合併特例債等新規発行により、地方債現在高が27年度に続き4億5,800万円増加したことが大きく影響している。経常収支比率は平成27年度の79.5%から平成28年度84.1%へ4.5ポイント上がっている。地域基盤整備等の物件費7,600万円、補助費等の4,400万円と歳出が合わせて7,000万円増加し、分子が大きくなった一方、歳入で普通交付税、臨時財政対策債等も含めて1億3,200万円減少し、分母が小さくなったことが影響している。指標については、警戒ラインの80%を上回る結果となっている。人口減や普通交付税の段階的減少は今後も恒常的に続くものと予想され、より一層効率的な財政運営に努められたい。

第5、自治組織については、地区、地域によって自治に対しての捉え方、かかわり方に大きな差があり、地域の主体性のみに依拠できない地域については特別な手立てを打つことも必要と思われる。

地域の活性化、定住、防災対策など、自治について横断的に検討する内部委員会をつくるとともに、自治区の見直しや再編、連携策等の検討をさらに一步進められたい。

自治振興交付金制度については、活動枠の有効な活用を図り、地域の将来や活性化につながる実効性のあるものとなるよう、常に検証しながら推進されるよう期待したい。また、自治を担う人材づくりを積極的に進めるため、中央公民館と各公民館の連携を強化し、それぞれが役割を分担しながら、これまでの枠に捉われない積極的な事業展開が行われるよう期待したい。

第6、水道事業については、平成29年度より地方公営企業法適用の会計システムへ移行しているが、システムの活用による事業の効率化に一層努められたい。また、安定した供給体制の確立には、施設設備の維持更新は言うまでもなく、それを支える経営の健全化が不可欠である。使用料の徴収等、収入の確保には万全を期し、健全な経営体制の確立に努められたい。

第7、下水道事業並びに農業集落排水事業における加入率の低さは、今後の事業経営に大きく影響することが予想され、各事業の健全な経営体制の確立に向け、一層の努力を期待したい。

第8、指定管理者制度については、維持管理や管理料等に膨大な費用を要しており、管理の実態を定期的に検証しながら効率的な管理運営が行われるよう努められたい。

第9、地方公会計は、正確な行政コストの把握や公共施設マネジメント等の活用を通じて、財政の効率化、適正化を図ろうとするもので、財政のみならず、全ての事業にかかわってくる。研修等を通じて職員の理解を深め、制度のスムーズな運用に努められたい。

第10、備品管理については、出納室で物品一覧を作成、購入、所管がえ、廃棄のたびに修正、台帳の整備を図られているが、毎年の備品監査で指摘しているように、実態と備品台帳の不整が見られる。公共施設等の計画的管理が強く要請されている現在、備品の適切な管理は財政の適正な運営に不可欠であり、実態に即した備品台帳の整備に早急に取り組まれない。

第11、事務報告書については、従来の事務報告書に比べ、事業内容が詳細に記載される等改善が見られ、おおむね適切にまとめられている。事業運営の透明性を確保し、住民への説明責任をより明確にするため、各種中長期計画を含めた事業計画と事業結果の検証評価にも十分配慮したより理解しやすい事務報告書の作成に努められたい。

第12、地方創生に関しては、人口ビジョン及び吉賀町総合戦略（平成27年度から31年度）が策定されており、総合戦略の基本理念である子どもを育み、子どもと共に発展するまちを目指して、吉賀町の特性、魅力を生かしたまちづくりに向けた取り組みがなされている。第2次吉賀町まちづくり計画（平成29年度から平成38年度）との整合性を図りながら、実施される各施策の検証評価を行い、目標達成に向けた取り組みの強化を図られたい。

以上、決算書、財務諸表、行財政執行状況及び経営管理等の審査に当たっての意見を申し述べ、平成28年度の決算審査意見とする。御多忙の中、多くの資料の提供をいただき、調査やヒアリングに御協力いただいた職員の方々に深く感謝の意を表したい。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で代表監査委員さんからの報告は終わりました。

これより質疑を行います。この質疑については、一括上程をいたしましたので、一括で質疑を行います。なお、会計等については、最初に述べていただいて質問していただきたいと思います。

上田代表監査委員もただいま報告もされましたが、同席されていますので、監査意見に対しての質疑も認めます。これより質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 後ほどお諮りをしますが、委員会設置も予定されておりますので、質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

ここでお諮りをします。ただいま議題となっています日程第7、認定第1号から日程第15認定第9号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、日程第7、認定第1号から日程第15、認定第9号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をしま

した。

お諮りをいたします。決算審査特別委員会の委員につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く9名の委員で構成することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く9名の委員で構成することに決定をいたしました。

なお、委員長、副委員長については互選により選出していただきますようお願いをします。

日程第16．報告第8号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第16、報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、報告第8号でございます。健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。平成29年9月8日提出、吉賀町長中谷勝。

以下の判断比率、また資金不足比率につきましては、詳細に総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、報告第8号の詳細説明を行います。参考資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

まずは、健全化判断比率のほうから御説明をさせていただきます。

実質赤字比率ですけども、これにつきましては、一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する実質赤字額の比率ですけども、平成28年度決算においては、収支が黒字ですので、実質赤字比率は生じておりません。このため、議案のほうではハイフンで表示しているところでございます。

それから、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の決算額を合算して、地方公共団体全体を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。これにつきましても、平成28年度決算においては、全会計を対象とした実質収支が黒字ですので、連結実質赤字比率は生じておりません。このためにハイフンで表示をしているところでございます。

資料14ページの実質公債費比率です。そこに算式が書いてありますけども、この算式に当てはめて計算をしていくものでございます。一般会計等が負担する元利償還金と特別会計や一部事

務組合への支出のうち、元利償還金に対する支出等を意味する準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3カ年平均をあらわすものでございます。

自治体の財政規模に対して、借金の償還である公債費がどの程度負担になっているかを数値化したものでございます。今回算定した実質公債費比率は、資料の15ページに記載のとおり、平成26年度から平成28年度までの3カ年の平均で5.5%となっております。早期健全化基準の25%を下回っておるものでございます。

資料の20ページをごらんをいただきたいと思いますけれども、過去5年の推移が記載してございます。下から5段目のところに実質公債費比率の3カ年平均の数字が記載してございます。右のほうにずっと見ていただきますと、年々改善しているのがごらんいただけると思われれます。その下の全国平均と比較しても下回っているところでございます。一番下の類似団体との比較においても、順位が年々上昇しているところが見ていただけるのではないかと思います。

続きまして、資料の14ページにまた戻っていただきまして、将来負担比率の算定式がそこに記載してございます。将来負担比率につきましては、一般会計等が将来的に負担する負債額から、その償還に充てることができる基金等を控除した額の標準財政規模に対する比率でございます。自治体の財政規模に対して、借金などの負債の現在高がどの程度残っているかを数値化したものでございます。

その14ページの四角の下にあります①から⑧を合計した金額から充当可能基金、充当可能特定財源、基準財政需要額に見込まれる算入見込み額を控除した金額を分子とします。そして、標準財政規模から基準財政需要額に算入した元利償還金の額を控除した金額を分母として算出するものでございます。

資料15ページに記載のとおり、比率は35.3%ということで、早期健全化基準の350%を下回っているところでございます。

同様に21ページのところに過去5年の比較が掲載をしております。これも下から5段目のところに、比率が示されております。見ていただきますと、減少傾向をたどっておりますけれども、ここ3年ですか、若干上昇に上がっております。全国平均と比べればそれでもまだ低い数字となっているところでございます。

次に、実質公債費比率と将来負担比率の増減理由です。22ページをごらんいただきたいと思います。一番上の四角の中に実質公債費比率の増減要因が記載してございます。28年度、単年度の比率においては、分子が増加をして分母が減少したことによりまして、対前年比で単年度ではプラス0.7ポイントとなっております。3年平均では、25年度の7.5%が外れて28年度の5.8%が加わりますので、3年平均ではマイナスの0.6ポイントとなっているところでございます。将来負担比率につきましては、中段の四角の中に記載のとおりでございまして、分子が増

加をし、分母が減少したことによりまして、プラス8.4ポイントとなっているところでございます。

続きまして、資金不足比率についてですけれども、これは、議案のほうの表の下の方に書いてありますが、これにつきましては、公営企業会計における資金不足額の公営企業の事業規模である料金収入に対する比率ですけれども、小水力発電事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、全ての事業における収支が黒字ですので、資金不足比率は生じておりません。このためハイフンで表示をしているところでございます。

以上で、報告第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き、上田代表監査委員さんから財政健全化審査意見及び資金不足比率審査意見の報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） それでは、一般会計財政健全化比率と特別会計資金不足比率の審査意見についてそれぞれ意見書を読み上げて御報告とさせていただきます。

平成28年度一般会計財政健全化審査意見書。

1、審査の概要、この財政健全化審査は、平成28年度決算に基づき町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、（1）総合意見、審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記、これは表のとおりでございます。

（2）個別意見、（ア）実質赤字比率について、平成28年度の実質赤字比率は、収支が黒字であるため数値は示されていない。（イ）連結実質赤字比率について、平成28年度の連結実質赤字比率は、収支が黒字であるため数値は示されていない。（ウ）実質公債費比率について、平成28年度の実質公債費比率は5.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。（エ）将来負担比率について、平成28年度の将来負担比率は35.3%になり、平成27年度に比し8.4ポイント上がっているが、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っている。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上。

次に、特別会計資金不足比率審査意見書でございます。

1、審査の概要、この資金不足比率審査は平成28年度決算に基づき、町長から提出された資金不足判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、（１）総合意見、審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。記、表のとおりでございます。

（２）個別意見、（ア）簡易水道事業特別会計について、平成２８年度の資金不足比率は不足額がないため数値は示されていない。

（イ）下水道事業特別会計について、平成２８年度の資金不足比率は、不足額がないため、数値は示されていない。

（ウ）農業集落排水事業特別会計について、平成２８年度の資金不足比率は、不足額がないため、数値は示されていない。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の報告は終わりました。

ここで、報告第８号健全化判断比率及び資金不足比率についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑なしと認めます。本案は、報告をもって終了といたします。

上田代表監査委員、退席されて結構です。

日程第１７．議案第５３号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第１７、議案第５３号新町建設計画の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第５３号新町建設計画の変更について、新町建設計画を別紙のとおり変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第５条第７項の規定により議会の議決を求める。平成２９年９月８日提出、吉賀町長中谷勝。

別紙のとおりでございますけれど、詳細につきましては、担当いたしております企画課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） それでは、議案第５３号新町建設の計画変更についての詳細説明をいたします。参考資料は２３ページからとなっております。

この議案につきましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、平成１７年に合併市町村の建設計画として策定された新町まちづくり計画の一部の変更を行うものでございます。

平成２９年３月、この３月でございますが、別途公共施設等総合管理計画が策定されました。これとの整合を図るために、公共施設の長寿命化への取り組みと、裁量の縮減についてこのたび新町建設計画である新町まちづくり計画に追記したものでございます。

参考資料の２３ページを見ていただければと思いますが、追記した部分につきましては下線がございまして、左側の表で利用可能な施設は複合化を推進するとともに、長寿命化に取り組み、利用が困難な施設は移管、除却しますとしております。なお、今回の議案提出に先立ちまして、条例及び法令に基づきまして柿木地域振興協議会及び島根県に事前協議を行い、異議なしの回答をいただいております。これにつきましては、参考資料２４ページ、２５ページ、２６ページに記載しております。２４ページが柿木村地域振興協議会へ諮問した内容です。その回答が２５ページに掲載してあります。異議はありませんという回答をいただいております。２６ページにつきましては、島根県へ協議をしたものの回答書をつけております。異議はありませんという回答をいただいております。

なお、今回のこの変更により、公共施設の除却に要する経費につきまして、合併特例債が充当できることとなりますので、財源的にも有利となることを補足しておきます。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。１０番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） ここに、改正後の文言の中に、利用が困難な施設というのがありますけど、この利用困難な施設というものに対しての定義なり、一定の基準は設けられておりますかどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 利用が困難な施設という基準についてはないかという御質問でございまして、この新町まちづくり計画においては、基準は設けておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） １０番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） 基準が設けられていないということですけど、それを、この利用困難な施設というのを判断をされるのは、誰がされるわけですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。公共施設等総合管理計画の中でもありますけど、こと個別にどの施設を除却するとか、そういったことは、廃止するとか、そういうことはありませんけども、当然公共施設を廃止するということになれば廃止条例とか、そういったことも条例の廃止とかも出てくると思いますので、その上での建物を例えば壊すときに合併特例債を活用する

とか、そうったときにこの計画の変更が活用されるというふうに思っております。ですので、壊す段階で、この計画に基づいて壊すとか、そういうことにはならないかと思います。個別の判断をしながら、学校であれば学校の、今回の白谷小学校の予算でも出てきますけども、そういったところにこの計画を活用して合併特例債を活用するというような場合に出てきます。あとは個別の施設であれば個別の施設の廃止条例、そういったときにまた議会のほうでも議決をいただかなきゃいけませんので、その上での判断ということになろうかと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第１７、議案第５３号新町建設計画の変更についての質疑は保留をしておきます。

日程第１８．議案第５４号

○議長（安永 友行君） 日程第１８、議案第５４号動産購入契約の締結についてを議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第５４号動産購入契約の締結についてということでございます。下記物件について、購入契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成１７年吉賀町条例第４９号）第３条の規定により、議会の議決を求める。平成２９年９月８日提出、吉賀町長中谷勝。

記、１、契約の目的、平成２９年度、小型動力ポンプ付き積載自動車購入。

２、契約の方法、指名競争入札による文書契約。

３、契約金額、８２５万６,０００円、うち消費税額６１万１,６００円。

４、納入期限、平成３０年２月２８日。

５、契約の相手方、島根県益田市あけぼの東町１４―１５、株式会社出雲ポンプ、代表取締役、出雲正樹でございます。

詳細につきましては、所管いたしております総務課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第５４号の詳細説明を行います。参考資料の２７ページをお開きいただきたいと思います。

まず、今回更新をします車両について申し上げたいと思いますけども、今回更新しますのは、吉賀町消防団の第５分団第３部、田野原地区に配置する車両でございます。現在の車両につきましては、平成６年度に購入したということで、ことしで２３年を経過するものでございます。購

入に際しての財源につきましては、起債の補助対象内で国庫補助であります石油貯蔵施設立地対策等補助金352万9,000円と、残りについて過疎債で対応とすることとしております。小さな備品等については、対象外になる場合もありますけども、そういった財源を予定しておるところでございます。納期限につきましては、平成30年の2月28日水曜日、主な仕様としてシャシにつきましては、消防自動車用の専用シャシ、キャabinはキャブオーバー型ダブルシート、定員は前後おのこの3名の6名、積載するポンプにつきましてはB3級の小型動力ポンプということでございます。

次に、入札について申し上げたいと思いますけども、下段のほうをごらんいただきたいと思います。今回、消防車両の納車に精通しました4社を指名して、8月25日に入札を執行したところでございます。その結果、消費税抜きの予定価格780万円に対しまして、株式会社出雲ポンプが764万5,000円で落札をしたところでございます。これに消費税を加算しました825万6,600円で仮契約書を締結したところでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 1件お伺いしますが、以前、消防ポンプについては、特別な要望がない場合は、軽自動車化を進めるというような説明がありましたが、これは、各分団に1台は普通車を入れるということを前説明がありましたが、これは、地元の要望を聞いて6人乗りというんですか、普通車にしたということなんでしょうか。それとも、軽自動車化を進めるということとは変更したということなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

その点につきましては、消防団の幹部会の中でもお話をさせていただきましたけども、一応軽自動車ということになっておりましたけども、雪道の対策でありますとか、もろもろの事情ございますので、その辺については地元の分団の要望をお聞きした上で判断をするということにさせていただきましたので、今回も田野原地区の消防団員の方にもお話を聞いた上で、普通車とさせていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第18、議案第54号動産購入契約の締結についての質疑は保留をしておきます。

時間が昼の前になりますけど、条例3本については上程をいたしますので、よろしくお願いいたします。

ます。

日程第 19、議案第 55 号

○議長（安永 友行君） 日程第 19、議案第 55 号吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第 55 号、けさほど差しかえをさせていただいた議案でございます。吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成 29 年 9 月 8 日提出、吉賀町長中谷勝。

詳細につきましては、所管いたしております産業課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、議案第 55 号につきまして説明をさせていただきます。

本条例につきましては、去る 9 月 1 日の全員協議会におきまして、説明をしておりますので、制定に至ります経緯とか、各条の詳細説明、これにつきましては、省略のほうをさせていただきますと思っております。

また、本日は議案の差しかえのほうをお願いいたしまして、大変御迷惑をおかけいたしました。全員協議会で御説明いたしました条例案の中の第 6 条第 3 項、中小企業小規模企業は商工会への加入に努めるものとするという項を削除しておるところが、全員協議会資料からの変更点でございます。

本条例は、中小企業、小規模企業の振興に関しまして、その基本理念を定めて、企業の成長並びに地域の活性化を図ることによりまして、町民の生活向上に寄与することを目的にして定めております。

第 1 条に条例の目的、第 2 条に用語の定義、第 3 条に基本理念、第 4 条に基本施策、第 5 条から 8 条にかけまして町、事業者、商工会及び町民の役割等挙げております。それから、第 9 条に施策の検証、第 10 条に財政措置についてそれぞれ掲げております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） よその同様の条例等を見ておりますと、金融機関との関係、また、教育機関との結びつき等について入れられているものもあります。特に、金融機関というのは、

小規模の企業等にとっても非常に重要な要素を抱えておりますが、このことについて、もう少しこの条例の中でうたう必要については、どのような検討がされたのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

平素より金融機関の方には町及び商工会、この事業行うに当たりまして、御支援御協力、またはアドバイス等をいただいております。大変感謝をしておるところでございます。また、資金、事業に対しての適切な対応など、事業者への経営改善等のことにつきましても御尽力をいただいております。今後も、引き続き情報交換の機会をふやす等いたしまして、連携を強化して、町の中小企業、小規模企業、この振興施策への御協力は引き続きお願いしたいというふうに考えております。また、教育機関につきましては、その教育活動通じまして、勤労、それから職業に対する意識啓発等引き続きお願いをしていきたいというふうに考えておるところでございます。今御質問のありました金融機関、教育機関、これについては定めを設けないかというところでございますが、特段大きな理由というのはございません。言われるとおり、その定めがある自治体もありますし、定めない自治体もございます。今後、金融機関、または教育機関、これにつきまして、役割というもの条例で明記する必要があるというときには、そのときにまた検討をしてみたいというふうに現時点では考えております。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） この条例を作成するに当たり、どのような職種の方が携わっておられるか、あるいは、そうした他の町村との条文は参考にしたのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

島根県内の自治体も、多くの自治体のほうが条例制定をしております。ほかの自治体の条文を参考につくらせていただいております。このもとになっておるのは、商工会さんのほうから、要望書としてこういう条例を設けていただけないかというものが上がってきましたので商工会のほうと協議をしながら進めて、こういう条例を提案されたということでございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） ということは、ほかにこの策定に当たり関係する他の職種の方は、コンサルタントとかいうのはないわけですね。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 言われてのとおり、ございません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第 19、議案第 55 号吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についての質疑は保留しておきます。

日程第 20. 議案第 56 号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第 20、議案第 56 号吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第 56 号でございます。吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年吉賀町条例第 28 号）の一部を別紙のとおり改正する。平成 29 年 9 月 8 日提出、吉賀町長中谷勝。

詳細につきましては、所管いたしております税務住民課長のほうで御説明申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは、地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。これについては、上位法が改正されたために第 1 条中の第 5 条第 16 項が第 5 条第 15 項になったという項ずれが生じたために今回提案させていただいたということで、昨年 9 月の議会の中で提案可決させていただいた条例の一部改正ということであります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたが、課長が説明したように、上級法の改正によって改めるということでございます。質疑がないようです。日程第 20、議案第 56 号吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第 21. 議案第 57 号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第 21、議案第 57 号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） これにつきましては、同様でございますけれど、議案第 57 号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について、吉賀町営住宅条例（平成 17 年吉賀町条例第 167 号）の一部を別紙のとおり改正する。平成 29 年 9 月 8 日提出、吉賀町長。

詳細につきましては、税務住民課長のほうから御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

ます。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは、吉賀町住宅条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。これも、前条例と一緒に、この上位法の改正によります条の改正でございまして、本文中の下の方の第13条第1項中から第39条及び第40条中といった部分の改正については、法律改正、上位法の改正による条のずれが生ずるために出た改正であります。その上の、本文の第6条第1項第2号中の部分であります。条の先ほど言いました改正をする上でその他の部分に誤りが見つかったということで、あわせて改正をさせていただくということでありまして、参考資料の30ページの一番上の部分ですが、第6条第1項第2号中の中の「昭和37年法律第150条」となっておりますが、実はこれ「150号」と。これについては、条例制定するときの段階から誤って号が条となっていた問題がありまして、今回あわせて提出させていただきたいということでもあります。

それから、その次の同条第2項第3号中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が保護のところに「等」が抜けていた部分ですが、これはこの法律が変わったときに条文を改正する部分を落としていたということで、今回あわせてその2点についても誤りが見つかりましたので、あわせて条例改正をさせていただきたいという提案であります。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第21、議案第57号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで、午後1時までの休憩といたします。休憩します。

午前11時48分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

.....

日程第22、議案第58号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第58号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第58号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,981万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年9月8日提出、吉賀町長。

1ページお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、補正前の額が2,753万8,000円で、補正額が1万4,000円で、補正後の額が2,755万2,000円となるもので、歳入の合計が補正前の額が9億2,980万3,000円、補正額が1万4,000円、補正後の額が9億2,981万7,000円となるものでございます。

1ページお開きください。

歳出でございます。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等。補正額が169万4,000円、款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等。補正額が17万5,000円。款6介護納付金、項1介護納付金。補正額が減額の278万7,000円。款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、補正額が2万5,000円。款11予備費、項1予備費、補正額が90万7,000円で、補正前の額が合計が9億2,980万3,000円、補正額が1万4,000円で補正後の額が9億2,981万7,000円となるものでございます。

詳細につきましては、所管しております保健福祉課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。

それでは、議案第58号の詳細説明をさせていただきます。6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算でございます。ここに上げております後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金につきましては、当初予算におきまして島根県国保連合会のほうから推計値が示されますので、それに基づいて予算編成を行っておりますが、この中身につきましては、29年度の概算分と実績が確定しました平成27年度の実績の精算分から構成をされております。当初予算の段階ではまだ実績額が確定しておりませんでしたので、今回確定したという通知を受けまして、それぞれに補正を行っております。後期高齢者医療保険への支援金といたしまして169万

4,000円でございます。前期高齢者医療に対する納付金といたしまして17万5,000円、この2つが増額の補正をさせていただいております。介護納付金につきましては、全国ベースで平成27年度実績が概算を下回ったために減額となりまして、吉賀町納付分については278万7,000円の減額の補正ということになっております。

続きまして、10の償還金及び還付加算金につきましては、これは平成28年度の療養給付費等の負担金の実績報告によりまして、国庫への超過分の返還金2万5,000円が発生いたしましたので、そちらのほうを予算化させていただいたものでございます。

それから、1ページ戻っていただきまして5ページの歳入予算、療養給付費等交付金につきましては、こちらにつきましては、平成28年度の退職国保分の実績報告によりまして、不足します1万4,000円について、支払基金のほうから追加交付が行われるという通知がありましたので、それに対しての補正でございます。

そういった結果、歳入歳出補正予算差し引きで90万7,000円の余剰の財源が発生いたしますので、その部分を6ページの最後の予備費のほうに計上させていただいたという内容となっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第22、議案第58号平成29年吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑については保留しておきます。

日程第23. 議案第59号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第59号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第59号平成29年吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成29年吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,248万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億380万5,000円とする。2項歳入歳出の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年9月8日提出、吉賀町長、中谷勝。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入、款1国庫支出金、項1国庫負担金、補正額が20万円。項2国庫補助金、補正額が10万6,000円。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、補正額が85万1,000円。款5県支出金、項1県負担金、補正額が13万9,000円。款7繰入金、項1他会計繰入金、補正額が30万円。項2基金繰入金が2,089万円でございます。歳入の合計が補正前の額が10億8,131万9,000円で、補正額が2,248万6,000円で、補正後の額が11億380万5,000円でございます。

1ページお開きください。

歳出、款1総務費、項1総務管理費、補正額が17万円、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、補正額が26万8,000円、項2介護予防サービス等諸費、補正額が60万1,000円、項7特定入所者介護サービス等費、補正額が17万4,000円、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金2,127万3,000円、歳出の補正前の額が10億8,131万9,000円で、補正額が2,248万6,000円、補正後の額が11億380万5,000円でございます。

ごらんのように、いわゆる返還金が生じた部分が大きなものとなっております。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております保健福祉課長のほうが説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。

それでは、議案第59号の詳細説明をさせていただきます。予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総務費の一般管理費、職員手当でございます。時間外手当分について、17万円の増額を計上してございます。今年度、第7次の介護保険事業計画策定を行います関係、従来の計画と異なりまして、医療保険との整合性等々としていかなければならないというようなことがございまして、通常年以上の業務が発生するというこのために、今回増額の補正をさせていただいているところでございます。

続きまして、款2の保険給付費でございます。介護予防サービス諸費等の福祉用具購入及び住宅改修費、これについての増額補正でございます。これにつきましては、平成29年度より利用者の方の負担軽減を図るために、受領委任払い方式を導入をさせていただきました。28年度までは全額一旦払っていただいて、後から9割分を償還させていただくという方式をとってございましたけれども、この方法によりまして、利用者の方の負担軽減が図られたということで、給付実

績の増加が見込まれるということで、今回増額の補正をさせていただいたところでございます。

それから、続いて8ページをお開きをいただきたいと思います。特定入所者介護サービス等諸費についてでございます。

こちらにつきましては、要支援の認定を受けた方が特養等のショートステイを利用される際に、減額の基準に該当されれば食事、部屋代等の減額の助成が受けられるというものでございまして、従来1名分ぐらいの実績で推移しておりましたけれども、こちらについても今年度利用の増が見込まれるということがございましての増額補正ということでございます。

それから、償還金及び還付加算金につきましては、国、それから県支払基金、それぞれ給付実績に対して法定負担率に基づく負担金、交付金を受けておりますけれども、平成28年度実績報告を行った結果、給付実績が申請時の見込み額を下回ったために、国庫県支払基金に対しまして2,127万3,000円の返還金が発生しております。こちらのほうを計上させていただいております。

続きまして、5ページに戻っていただきたいと思います。

歳入予算でございます。

先ほど保険給付費のところ増額させていただいた部分に、国、県、それから支払基金、それから町の法定負担率をそれぞれ負担割合に基づく負担金、補助金、繰入金等をそれぞれ増額の補正をさせていただいております。その結果、歳入歳出差し引きを行いましたところ、先ほどの28年度実績に基づく多額の償還金が発生しておりますので、こちらの財源不足が生じてまいります。そういったことから、発生します2,089万円の財源不足につきましては、めくっていただきまして、6ページの基金繰入金がございます。そちらのほうで介護給付費準備基金繰入金、現在約7,000万円の残高がございますが、そちらのほうの取り崩しをさせていただいて財源に充当させていただく繰り入れの補正予算という内容となっております。

詳細については以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第23、議案第59号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留しておきます。

日程第24、議案第60号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第60号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております議案第60号でございます。平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）。平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,000万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,760万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。平成29年9月8日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、款9地方交付税、項1地方交付税、補正額が2,711万2,000円。款11分担金及び負担金、項1分担金、補正額が7万6,000円、款13国庫支出金、項2国庫補助金、補正額が406万6,000円、款19諸収入、項5雑入、補正額が57万円、款20町債、項1町債、補正額が7,818万1,000円、歳入の合計が補正前の額が70億2,759万8,000円、補正額が1億1,000万5,000円、補正後の額が71億3,760万3,000円。

1ページお開きください。歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、補正額が4,563万9,000円、款3民生費、項1社会福祉費、補正額が702万3,000円、項3生活保護費、補正額が138万8,000円、款4衛生費、項1保健衛生費、補正額が138万2,000円、款6農林水産業費、項2林業費、補正額が770万4,000円、款7商工費、項1商工費、補正額が222万円、款8土木費、項1土木管理費、補正額が166万8,000円、項2道路橋梁費、補正額が50万円、項3河川費、補正額が284万7,000円、項5住宅費、補正額が1,587万1,000円、款9消防費、項1消防費、補正額が20万円、款10教育費、項1教育総務費が補正額が48万7,000円、項2小学校費、補正額が1,274万9,000円、項3中学校費、補正額が172万6,000円、項4社会教育費、補正額が28万7,000円、項5保健体育費、補正額が679万4,000円、款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費が152万円、歳出の補正前の額が70億2,759万8,000円で、補正額が1億1,000万5,000円、補正後の額が71億3,760万3,000円でございます。

1ページお開きください。

第5表地方債補正。起債の目的、公営住宅建設事業債。補正前の額が6,040万円ですが、

補正後の額が7,540万円。合併特例事業債、補正前の額が2億9,890万円で、補正後の額が3億3,570万円。起債の目的3、公共施設最適化事業債、補正前の額が2,200万円、補正後の額がゼロとなっております。

起債の目的4、過疎対策事業債、補正前の起債額が6億3,410万円で、補正後の額が6億9,070万円。

起債の目的第5でございますけれども、臨時財政対策債が補正前の起債が1億5,324万4,000円で、補正後の額が1億4,502万5,000円で、借入等利率等起債の条件につきましては補正前と同様でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております総務課長が御説明申し上げますけれども、あまして決算の残ったといいますか、繰り越したお金を財源の有効活用というようなことで使っております新しい事業、それにケーブルテレビ等の大きな金額が特徴的なものとなっております。

詳細につきましては総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第60号吉賀町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を行います。

今回の補正の主なものですが、歳入では今回の補正財源、普通交付税を2,711万2,000円計上しております。それから、もろもろの施設整備に係る町債の借り入れが7,818万1,000円などが大きなものでございます。

歳出のほうでは、旧白谷小学校の解体工事費1,426万円、ケーブルテレビの事業に伴う鹿足郡事務組合の負担金3,380万7,000円、公営住宅の整備事業1,587万1,000円、朝倉小学校の改修費1,223万7,000円といったものが主な内容でございます。

それから、先ほど町長のほうからありましたけれども、財源の有効活用事業のほうを最初に説明しておきたいと思えます。

資料の32ページをお開きいただきたいと思います。

6月の補正第1号で、全体の事業費を左のほうにありますけれども、9,150万。28年度からの繰越金の中でこれだけを全体の事業費ということで確保しておるところでございます。そのうち、右側の補正時期のところを見ていただきますと、6月の定例会で4事業、740万3,000円に計上したものでございます。

今回の定例会で補正予算をお願いしておりますのが、真ん中の9月定例会、ここに記載してあります11事業、1,222万2,000円を計上したものでございます。この1,222万2,000円につきましては、6月の補正のときにふるさと創生基金に積立金を計上しております。

すので、その積立金の額を減額をして充当していくということにさせていただきたいと思います。

それでは、予算書のほうの説明に移りたいと思います。最初にまた給与費明細書のほうから説明をさせていただきたいと思います。16ページをお開きいただきたいと思います。

上の特別職のほうから説明させていただきます。

報酬が31万5,000円の増となっております。これにつきましては、障がい者の方を雇用するための報酬61万5,000円と、斎場の嘱託職員の報酬を臨時職員に振りかえたことにより減額30万円を差し引いて31万5,000円の増額となるものでございます。

それから、一般職のほうですけれども、職員手当が18万3,000円増額となっております。それと共済費1万2,000円が増額となっております。手当のほうは一番下のところの職員手当の内訳の欄に記載のとおりでございますけれども、このうちの扶養手当と期末手当の異動につきましては、結婚、出産等による扶養親族がふえたことによるものでございます。

それから、通勤手当と住居手当、これにつきましては、職員が町営住宅に入居したことによります住所の移動等、あるいは家賃等の住宅手当が増加したものでございます。

それから時間外手当は不足が見込まれることによります増額でございます。

共済費の1万2,000円につきましては、期末手当が今回増額になることによりまして、共済組合の負担金が1万2,000円増額となるものでございます。

それでは、予算書の中身のほうに入りたいと思います。

歳出予算のほうから、9ページをお開きいただきたいと思います。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費です。050その他経費ですけれども、嘱託職員報酬が61万5,000円、これは障がい者の方を雇用するということで、現在吉賀町の職場としての法定雇用率を下回っている状況にありますので、障がい者の方を雇用して、その法定雇用率を達成していこうということで、半年分報酬を計上させていただいたところでございます。

それから町例規集更新データ作成業務委託料、これにつきましては当初予算に計上が漏れておりましたので、43万2,000円を今回補正させていただくものでございます。

それから人件費は飛ばさせていただきます。

それから目の3、財政管理費003財政管理費で普通旅費、これは新地方公会計制度の研修等に職員が出かけていくことによる旅費が不足することによりまして、12万円の計上でございます。

目の5、財産管理費、003庁舎維持管理費、施設修繕料88万6,000円、これにつきましては、柿木庁舎のエレベーターの修繕でございます。これにつきましては、先ほどの財源の有効活用事業の中に計上しておるものでございます。

それから005その他財産維持管理費、ちょっと1つ飛びまして、1つというか、その下の

2つ下の解体撤去工事のほうを先に言いたいと思いますが、これにつきましては、旧白谷小学校の解体工事に係るものでございます。倉庫の解体等に伴う財源が不足することにより、1,426万円を補正をさせていただくものでございます。財源につきましては、けさほどの新町建設計画の変更のところでも申しましたが、当初予算に計上しました公共施設最適化事業債を2,200万円減額しまして、今回の補正で合併特例債を3,680万円充当することとしております。

それから、その上の建設工事費と土地購入費ですけども、これにつきましては、本日朝お配りしました追加の資料、地籍の地図を配りましたが、そちらのほうをちょっとごらんをいただいたらと思いますけども、朝お配りしました議案第60号関係資料ということで、追加の資料を提出をさせていただきましたが、そちらのほうに図面がつけてございます。これにつきましては、6月の議会のときにも土地の購入費と舗装工事の工事請負費を計上させていただきました。そのときの購入費がそこにあります真ん中あたりの635の8番地を購入することとして、6月の補正のほう提案しましたが、隣接をします四角で囲っております633の5、こちらのほうの土地の所有者の方からも了解をいただけたということで、この635の8と633の5、これを含めた全体を舗装で駐車場にしていきたいということで、土地の購入費と面積が広がっていることにより工事請負費の増額を今回お願いしたいということでございます。これにつきましては、財源は全額過疎債を充当することとしております。

それでは、予算書のほうに戻っていただきまして、006基金積立金です。ふるさと創生基金積立金、マイナスの1,222万2,000円、これは先ほど言いましたが、財源の有効活用事業、今回充当する金額の合計額を積立金から減額するものでございます。

続きまして、目の8電算管理費、003基幹システム費です。電算化システムの委託料ということで、マイナンバー等の記載事項が変更になることに伴います電算システムの変更でございます。406万7,000円。歳入のほうで406万6,000円、端数の関係で若干違いますが、10分の10の国庫補助を見込んでおるところでございます。

続きまして、目の10自治振興費、005自治会館地区集会所管理費、施設修繕料ですけども、これにつきましては、杉山集会所と中村集会所の床等の修繕費でございます。43万6,000円、これにつきましても財源の有効活用事業としております。

続きまして、目の14企画総務費、002企画総務費の鹿足郡事務組合負担金、これはケーブルテレビの工事に伴う事務組合への負担金3,380万7,000円でございます。財源につきましては過疎債を充当することとしております。

それから目の17情報管理費、004ケーブルテレビ事業費で、機械器具費、これにつきましては、ケーブルテレビを整備するときに普及用のパソコンということで公共施設に設置をしてお

りましたけども、図書館に設置したパソコンの交換に係るものでございます。24万7,000円でございます。

めくっていただきまして、10ページ、款3の民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費です。040団体負担金、民生児童委員協議会への負担金ですけども、100周年の記念に伴う島根県民生児童委員協議会への特別会費と、町の民生児童委員協議会の視察研修に伴う負担金29万1,000円でございます。

それから目の2高齢者福祉費、003老人福祉センター管理費、修繕料ですけども、チップボイラー、シロアリ対策、高圧ケーブル等の修繕費75万2,000円でございます。これも財源の有効活用事業を活用しております。

005特養とびのこ苑管理費、施設修繕料ですけども、ミーティングルームのシンク、あるいはその側面の壁等の修繕費でございます。57万3,000円、これも財源の有効活用事業を活用しております。

それから027デイサービスセンター管理費、施設修繕料、これは柿木デイサービスセンターの棟瓦の修繕費26万6,000円でございます。これも財源の有効活用事業を活用しております。

続きまして、目の4障がい者福祉費、050その他経費、それからその下の障がい者自立支援費のその他経費、これは県補助金、あるいは国庫補助金の28年度分の精算に伴う国、県への償還金でございます。

それからその下の生活保護費の生活保護総務費の国庫支出金の還付金、これも同様でございます。138万8,000円。

めくっていただきまして、11ページ、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目1保健衛生総務費、021簡易給水施設整備事業費ですけども、これにつきましては、簡易水道の未普及地域における住民の方からの要望によりまして補助金を交付するものでございます。事業費200万円の2分の1、上限でございますけども、100万円の計上でございます。

それから目の4環境衛生費、073環境衛生施設費、斎場嘱託職員の報酬30万円減額して、賃金30万円振りかえるものでございます。これは、嘱託職員の公募をしましたけども、採用者がなかったことによりまして、一時的に臨時職員での対応するものでございます。

それから款の6農林水産業費、項の2林業費、目の2林業振興費、002林業振興総務費、高津川流域産木材活用促進事業費補助金、これにつきましては当初予算で5件分100万円計上しましたがけども、不足が見込まれるということで、4件分80万円を補正するものでございます。

目の3林業振興施設費、006平栃の滝森林公園管理費、これにつきましては、遊歩道のルート変更を検討するというので、それに係る測量設計業務の委託料676万1,000円ござ

います。財源につきましては過疎債を充当することとしております。

めくっていただきまして、12ページ、款の7商工費、項の1商工費、目3都市農村交流費、023吉賀ツーリズム推進事業費、移住体験プログラム支援事業補助金ですけれども、これは大学生の交流事業の補正でございます。交通費2万円と宿泊費2泊分4,000円、計2万4,000円の30人分の補正でございます。

それから026スポーツ文化交流促進事業費、これも補助金ですけれども、これも不足が見込まれるということで、2,000円の750人分、150万円を計上しておるものでございます。

続きまして、款8土木費、項1土木管理費、ここは人件費です。

目の2土地対策費、地籍調査事業費、手数料は印鑑証明等の発行手数料、測量委託料は沢田1の一筆地調査の変更分150万円でございます。

それから項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁新設改良費、020道路新設改良単独事業費、県営事業負担金、これは吉賀四見線の道路概略設計業務に伴う県への負担金でございます。事業費の10%、50万円でございます。

それから続きまして、項の3河川費、目の2河川改良費、020河川改良単独事業費、改修工事ですけれども、有飯地区と畑詰地区の河川の護岸復旧工事に伴うものでございます。284万7,000円、これも財源の有効活用事業を活用しております。

めくっていただきまして、13ページ、土木費の項の5住宅費、目2住宅建設費、002公営住宅等整備事業費です。設計委託料は中原団地の解体工事の設計業務でございます。87万1,000円。建設工事費は沢田団地の建築工事、あるいは外構工事等に伴う1,500万円の補正でございます。財源につきましては公営住宅建設事業債1,500万円を充当することとしております。

続きまして、款の9消防費、項の1消防費、目2非常備消防費、050その他経費、食糧費、これは操法大会で優勝しましたその祝賀会に係る経費20万円でございます。

それから款の10教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費、076スクールバス運行事業費で、運行委託料、車両修繕に係る委託48万7,000円でございます。

それから続きまして項の2小学校費で目1小学校管理費、003小学校事務局管理費、修繕料、これにつきましては、蔵木小学校の玄関柱の改修と、トイレの扉の改修でございます。51万2,000円でございます。これも財源の有効活用事業を活用しております。

めくっていただきまして、14ページ、023小学校施設整備事業費、これにつきましては、監理委託料、改修工事ですけれども、朝倉小学校のトイレの改修、あるいは照明、コンセント等の増設等の工事に係るものでございまして、その改修工事費1,140万5,000円と工事に係る監理業務の委託料83万2,000円でございます。財源につきましては全額過疎債を見込ん

でおります。

それから、項の3中学校費、目1中学校管理費で、003中学校事務局管理費、修繕料、これにつきましては、柿木中学校のトイレの防水タイル工事と木造デッキの修繕費58万4,000円でございます。これも財源の有効活用事業を活用しております。

それから021中学校施設整備事業費、改修工事費、これにつきましては、吉賀中学校の下水道の接続工事の増額114万2,000円でございます。これは、財源は過疎債を充当することとしております。

続きまして、項の4社会教育費、目の2公民館費、003公民館事務局管理費、手数料ですけれども、これにつきましては朝倉公民館の建設予定地の不動産鑑定に伴う手数料28万7,000円でございます。

続きまして、項の5保健体育費、目1保健体育総務費、004保健体育施設費、消耗品、光熱水費は大野原運動交流広場に設置しますグラウンドゴルフ場に係るものでございます。消耗品あるいは電気、水道等の光熱費でございます。

それから修繕費につきましては、六日市体育館の煙の感知器の取りかえ、あるいは倉庫建具の修繕、柿木体育館の格子扉の修繕、ガラスの修繕等でございます。78万8,000円、これも財源の有効活用事業を活用しております。

それから施設整備保守委託料は、これは大野原のグラウンドゴルフ場の浄化槽の管理に伴うものでございます。

めくっていただきまして、15ページ、施設整備の委託料と機械器具費、これも大野原のグラウンドゴルフ場に係るものですが、委託料につきましては芝生の育成管理業務の委託料304万円と、機械購入費は芝刈り機2台とスプリンクラーを3カ所に設置するものでございまして、153万8,000円でございます。これら合わせて財源の有効活用事業を活用しております。

それから005保健体育施設整備事業費の建設工事費、これは大野原のグラウンドゴルフ場の倉庫の建設費111万8,000円でございます。

それから、款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費、005現年単独災害復旧事業費ですが、これは大井谷の棚田ののり面の一部が崩れたことによります復旧工事でございます。152万円、これに対して、地元の負担金が5%7万6,000円歳入のほうで見ております。

それでは、歳入のほうに戻っていただきまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、9款地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、普通交付税ですが、今回の歳出の補正予算に伴う一般財源の所要額を普通交付税を充当することとしております。

2,711万2,000円。これによりまして、普通交付税の留保が残りが1,428万4,000円、それと特別交付税はまだ金額が確定しておりませんが、見込みでは3,000万円の留保を見込んでおりますので、合わせて4,428万4,000円の留保を見込んでおるところでございます。

続きまして、款の11分担金及び負担金、項1分担金、目10災害復旧費分担金、これは大井谷の棚田の復旧工事に伴う事業費の5%部分、7万6,000円でございます。

続きまして、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、これはマイナンバーの制度の改正に伴う電算システムの改修費でございます。10分の10、406万6,000円を見込んでおります。

それから款19諸収入、項5雑入、目5雑入ですけれども、消防団員安全装備品整備等助成ということで、これは歳出は当初予算に計上しましたが、消防団で携帯の無線機をことし購入するように予算計上しておりましたが、これに対する助成を申請したところ、採択になったということで、今回57万円の歳入の予算を計上するものでございます。

続きまして、款20町債、項1町債、目1過疎債です。説明欄に記載のとおりですけれども、学校施設整備事業は朝倉小学校の改修費1,220万円と、吉賀中学校の下水道接続工事費110万円、合わせて1,330万円でございます。

地域情報通信基盤整備事業は、鹿足郡事務組合への負担金3,380万円でございます。

めくっていただきまして、8ページ、柿木地区町営駐車場整備事業費、これは土地の購入費と舗装工事費、合わせて280万円でございます。

それから林業振興施設整備事業費、これは平栃の滝の遊歩道の測量設計業務670万円でございます。

それから続きまして、目の3合併特例事業債、それから目の4総務債は、これは説明で言いましたように、公共施設最適化事業債を合併特例債に振りかえるということで、公共施設最適化事業債を2,200万減額して、合併特例債を3,680万計上するものでございます。

続きまして、目の10土木債、公営住宅建設事業債ですけれども、これは事業費が増加したことに伴いまして1,500万円計上するものでございます。

目の15臨時財政対策債、これにつきましては、今年度の臨時財政対策債の金額が確定したことによりまして、当初予算で821万9,000円を多く計上しておりましたので、今回減額をするというものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） それでは、歳出の１３ページ、消防費のその他経費におきます食料費、これにつきましては、８月２７日に行われました消防操法大会優勝祝賀会の関連だというふうに聞いておりますが、これを出すに至った時系列の経緯について、もしちょっと質問の内容が違っていたら御指摘願えればいいと思いますが、お願いします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 時系列といいますけれど、７月の末に大田市で行われました操法大会で、見事優勝ということで、これまで火災なり災害なりには一番先に消防団がボランティアという形で出ていただいて、住民の生命、財産を守っていただいているところでございます。そうしたことに對しましては、日ごろのやはり士気の高揚等で訓練等が続けなければならないというようなこと、そういったことも含めて、操法大会の訓練をやって、見事これまでかつてないことの成果をあげられたということで、消防団の皆様方と住民の皆さん方とこうしたことを喜びながら、祝いながら消防団に日ごろの御尽力、御苦勞に報いるべきであろうということで計画を立てたところでございます。

一部の方からもそういった思いを持っておりましたけれど、やったらどうなのか、パレードをしたらどうなのかと、いろいろな御提案ございましたけれど、暑い中でパレードしても、やっぱり住民の方になかなか見ていただけないであろうということで、それであれば、祝賀会を催して、町民全体で祝いたいということですけど、町民の皆様方全員を御招待するわけにもまいりませんので、公の仕事についておられる方、また消防団もやはり何かそのときにあっては困りますので、やはり全員ということにもなりませんので、各分団に割り当てをして出ていただいて、この栄光をみんなでたたえ、喜んだということで、開催したものでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

質問もあるとは思いますが、ここで一旦休憩して、本議案については継続して質疑を行いますので、ここで１０分間休憩します。

午後１時５３分休憩

.....

午後２時０６分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第６０号の一般会計補正予算が議題となっております。

質疑を行います。質疑はありますか。８番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） １５ページの保健体育費で、一番上にあります施設整備委託料で、大野原の芝生の関係で出ておりますが、もう少し詳細の説明をお願いをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 大野原のグラウンドゴルフ場については、現在、今、施工中でございます。今の計画では、9月末に工事が完了する予定で進めておるところでございます。

それで、10月以降、実際現場は芝を植栽をしておりますので、一応今の予定では平成30年度の4月から利用を開始しようというふうに思っておりますけども、その半年間の芝の管理をしなくてはならないというところで、この304万円ですか、今回予算を計上させていただいておりますけども、その芝の管理と、それから今グラウンドゴルフ場にしようとしているところに植栽されております樹木がございます。この樹木が芝に対してやっぱり影響があるというふうに思っております、その刈り込みですね、刈り込みも含めたものでございます。芝の管理は除草であつたりとか、芝刈りであつたりとか、散水ですね、そういったもの、施肥であつたりとか、そういったものが入っておるものでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 続きまして、今の下にあります建設工事費で倉庫の建設とあります。それで、この倉庫の建坪ですか、倉庫の面積、幾らでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 面積、ちょっと今計算をしたらあれなんですけども、寸法で申し上げますと、今考えておりますのが3メートル50センチと4メートル50センチぐらいの既製品のものを予定しております。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 12ページの026のスポーツ文化交流促進事業補助金なんですが、先ほど750人の実績分というふうに説明されましたが、これは主に真田グラウンドを使ったサッカーの交流なんでしょうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 改めて現在の状況について説明させていただきます。

当初予算で1人2,000円と仮定しまして1,000人、200万円の予算を計上しております。8月末時点で執行済み額が153万5,000円、残りが40数万円となっております。8月23日時点で601名申し込んでおりまして、今後9月までで553名ぐらいが今申し込みの調整をしているところでございます。これが全てその数字どおりになりますと、223万3,000円ということで、もう予算を超えますので、今回補正をさせてもらったというものです。10月以降は、大体600人程度今想定しているんですが、ちょっと去年の実績を上回るようであれば、もうちょっと超えるかもというところでございます。

内容につきましては、現在までのところは真田のサッカー場を利用している方がほとんどでございますが、今後は秋にかけては野球とか体育館の利用とかも冬季には去年の実績として出てき

ているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） 先ほどの関連ですが、この 1 2 ページの今のスポーツ交流促進事業補助金についてですが、こうして交流人口がふえますと、結構宿泊施設等も今のところ満タンになるような可能性もあるようですが、そのことについての今後の予定とかいうことで、宿泊についてはどのように考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 宿泊についてお答えいたします。

現在、このスポーツ文化交流促進事業補助金につきましては、宿泊費に対する補助でございますので、今の先ほど言いました人数は全て宿泊者ということで御理解いただければと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員おっしゃいますように、町内の宿泊というのは限りがございます、これだけでなしに、ああしたヨシワ工業さん等へのメンテナンス等での利用もありますし、いろんな方がありますが、宿泊の場所が足りないというようなことも日程的には出てきておりますので、ああして農家民泊といいますか、そういったこれまでやっておられる方がいらっしゃいますので、そういった方の協力を得ながらやることも必要じゃなかろうかと思いますし、そういったいわゆるイベントをやるのに合わせて、宿泊ができるような体制もつくる必要があるんでなかろうかというような話は出てきておりますけれど、具体的にはこうするんだということは出ておりませんので、今後はそういったことが懸念されますので、対策は講じる必要があるかというように思っています。

○議長（安永 友行君） ありませんか。3 番、三浦議員。

○議員（3 番 三浦 浩明君） 1 3 ページの 0 0 2 で、中原団地の補正ですけど、以前聞いていました 2 8 年、2 9 年度で解体、新築を繰り返してということで、いろいろ予算もだいたいのところ出ていましたけど、この補正によって、また若干変わってくるような気もするのですが、また時期的なものと総合的な将来像的なものはちょっとお聞きしたいんですが、再確認の意味も含めて、大体何棟解体して何棟建つと、予算的にはどれくらい、概算でいいんですけど、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

年度と棟数等の変わりは当初と変わりませんで、今年度 2 棟を 4 戸建てまして、それが再来年までですね、3 年間であそこをつくる予定ということでございますので、解体の棟数、建てる棟

数については当初から変わらなくやりたいという考え方であります。

○議長（安永 友行君） 2 番、大多和議員。

○議員（2 番 大多和安一君） 済みません、今住民課長せっかく答えられたのによい聞き取れなかったもので、もう一度お願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 予算を上げておりますが、これについては最初に当初に要求したのが昨年の 1 2 月ぐらいに当初予算をつくるわけですが、そのときにちょっと、昨年のとびのこ山団地をもとに概算で出しておりますが、ちょっと若干不足した部分があります。この原因には、開発行為とかいろいろな問題が出てきて、外溝等で面積がふやさなければならない部分等も出た部分もありますし、6 月の単価の改定等も影響しておるわけですが、このことによって、ことし以降の工事について、棟数とか解体の棟数が変わるということはない、当初どおりで 3 年間で建設したいという考え方によってはおりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。2 番、大多和議員。

○議員（2 番 大多和安一君） 1 5 ページの先ほど施設整備委託料ということ、大野原の運動公園の云々という説明聞きましたが、この大野原はこの議会があるたびに何回も何回も出てくるような感じがしておるんですが、何か毎回毎回ふえていくような気がしておるんですが、私の勘違いでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 勘違いではないとは思いますが、確かに予算を計上していますので、その都度予算はついていきますけど、それぞれにまた違う予算でありますので、多分設計から工事費、そして今回は管理に関するものというふうになっていきますので、同じもの、例えば工事費がどんどんふえていくとか、そういったものではないというふうに理解しているんですけども。

○議長（安永 友行君） 2 番、大多和議員。

○議員（2 番 大多和安一君） 1 2 ページの 8 款土木費の河川費の 0 2 0、河川改良単独事業費改修工事ということで、これは有飯、畑詰あたりのあれを改修すると聞いたような気がするんですが、そのほかにも町が守るとか、河川というか、小さい水路なんかでもですが、大水で川底が埋まっておって、また雨が降ったら越流するとか、あふれて、危ないんだがというような箇所が町内にたくさんあると思うんですが、その辺の川について、一気にやれというのはそれは金の問題もあるので難しいと思うんですが、そのあたり、どれぐらい把握しておられて、どのように改修計画を進められるのかということをお尋ねしたいと思いますが。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

確かに、河川等100%安全というところで町内が全て整っているということではございません。ただ、こちらとしまして、どの河川がどのぐらい危険で、どこを改修するというところにつきましては、現在詳細に把握していないという状況でございます。

今回、こうして計上させていただきましたのは、2河川を計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、基本的には通称過年災と申しております、これまでのところで被災をしていたところについて、緊急に危ないというところでこちらとして対応したいという部分でございます。まだ今回のように我々が気づかないところ、草に覆われていたりとか、それからどうしても場所的にわからなかったところというところもあるかと思っております。点検等も十分にするようにしたいとは思っておりますけれども、そういったところできっちりと把握できていないところが状況でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 9ページの自治振興費の005の自治会館地区集会所管理費ということで、関連で質問しますが、これは杉山と中村の集会所の施設修繕ということを知っておりますが、前もあったと思うんですが、要は全体の施設の町のこういう公の町の施設について、どのように直していくのか、管理していくのかということを決めるということもありましたし、また各所のトイレについてもきれいにしていくと、今後水洗化にしていくなかというような話も前の議会でも回答をもらっていますが、そのあたりがもうきちんと計画ができたのか、まだこれから先にやるのかということを知りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 質問の内容につきまして、大きな点での御質問かと思いますが、私のほうから今の集会所に関しましては今の状況をお答えしたいと思います。

今回、施設修繕料として43万6,000円予算計上しておりますが、これにつきましては杉山、中村2地区の集会所の床の修繕でございます。やはり、どうしても床板が湿気等により傷んでしまして、歩くのに危ないという状況になってきましたので、今回補正で計上したものでございます。

地区集会所につきましては、あくまでも地区の各自治会の要望により建てておりますので、直ちにどうといいますか廃止するとか、ということは今は想定しておりません。順次こうやって修繕をしていく予定でございます。

平成23年度ごろから、順次トイレとエアコンについては要望されておるところは全て改良を終えておると思っておりますので、現在、地区集会所において改良を行う予定は今のところござ

いません。地区集会所に関しては以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田議員。

○議員（5 番 中田 元君） 11 ページの衛生費のところですが、環境衛生費の 073 の斎場の嘱託職員の 30 万のマイナスと 30 万賃金で上げておられますけど、賃金をとやかく言うわけじゃないんですが、ケーブルテレビでよく職員の採用で放送されておりますが、実際に勤めておられる方も 65 歳が定年なんで、もうわしもやめなんじゃという話をしてから、去年からなんですけど、今もって放送されておりますけど、なかなか斎場の臨時にしる嘱託職員さんにしても、放送してもなかなかおられんという状況ではなかろうかと思いますが、もう少しその辺で定年延長とか、65 歳というの、今役場の職員さんも今 60 ですが、65 歳になろうかと、まだ話の段階でしょうが、あるかと思いますが、その辺の嘱託職員さん、臨時さんの特別職等の定年延長という辺も何か考えられたらどうかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 斎場に限らず、全般的なお話ということでお答えをしたいと思いますけども、65 歳というのを定めたのはもう何年になりますか、五、六年前だと思いますけども、そのころに決めさせていただきました。要は、65 歳ということになると、年金がもう支給になります。どなたも多分 65 歳になると年金が支給になるとと思いますので、一応そこで区切らせていただいて、また例えば 60 歳で定年を迎えられた方がそういった嘱託職員として再雇用ということもあるということで、一応今おられる方については 65 歳で定年という形をとらせていただいて、新たに公募しながら新しい人というか、新しくまた雇用の場も確保していきたいという思いで、その当時 65 歳というのを設定したところでございます。

そうは言いつつも、さっき議員がおっしゃったように、65 歳で公募かけてもなかなか人が集まらないという実態もございますので、そういった個別のケースにつきましては、65 歳が 66 歳になったり、あるいは 67 歳になったりというケースもありますので、それはもう個別に対応していくしかないというのが今の実態でございますが、当面はやはりまだ 65 歳を例えばそれじゃあ 70 歳にしようとか、そういうふうなことは今のところは検討しておりません。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田議員。

○議員（5 番 中田 元君） 課長の言い分はわかるんですが、なかなか嘱託職員さんも年金をもらわないと、あそこに勤めておったんではなかなか若い人は勤まらないというようなお話も聞きますので、ぜひとも、今言うような全般的なことかもわかりませんが、特に斎場ということは、なかなか人がおられんのかなというふうに思いますので、早急にその辺のことも考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですので、日程第24、議案第60号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第25、同意第1号

○議長（安永 友行君） 引き続き日程第25、同意第1号教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております同意第1号でございます。

教育委員会委員の任命同意について。下記の者を吉賀町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。記。住所、吉賀町六日市283番地1。氏名、坂田紀之。昭和33年2月11日生まれ。平成29年9月8日提出、吉賀町長中谷勝。

提案理由、吉賀町における教育委員会委員を選任するためでございます。

この方につきましては再任でございます。これまでも務めていただいております。以前は六日市保育所の園長をされて、今は吉賀高校の教育コーディネーターという、支援コーディネーターということもやっけていただいております。そういった意味で、経験もございますし、再任をお願いするというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第25、同意第1号教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、日程第25、同意第1号教育委員会委員の任命同意については、同意することに決定をしました。

日程第26、同意第2号

○議長（安永 友行君） 引き続き日程第26、同意第2号教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、同意第2号でございます。

教育委員会委員の任命同意について。下記の者を吉賀町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。記。住所、吉賀町柿木村白谷72番地。氏名、斎藤義徳。昭和43年7月24日生まれ。平成29年9月8日提出、吉賀町長中谷勝。

提案理由、吉賀町における教育委員会委員を選任するためでございます。

この方は、昨年の3月末で教員を退職されて、家業の農業を行うということで退職されたわけでございますけれど、教育の現場にいらっしゃったということで、吉賀町が吉賀高校支援室を設置したときに勤めていただくように要請して今勤めていただいております。教育の現場を知っておる教育委員が今いらっしゃいませんので、ぜひこの方をという思いで選任同意を申し上げるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第26、同意第2号教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、日程第２６、同意第２号教育委員会委員の任命同意については、同意することに決定をいたしました。

_____・_____・_____

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

午後２時３９分散会
